

令和 3 年 3 月 1 0 日
令和 3 年 3 月 1 1 日
令和 3 年 3 月 1 2 日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 予算委員会

2 日 時 令和3年3月10日（水） 10時00分開会
15時05分閉会

3 場 所 議場

4 出席委員 濱崎國治委員長、牟田学副委員長、川上洋一委員、
濱門明典委員、白石純一委員、竹原信一委員、
中面幸人委員、木下孝行委員、濱之上大成委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

5 欠席委員 竹之内和満委員、濱田洋一委員、岩崎健二委員

6 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸

7 説 明 員

・議会事務局

局長 早瀬 則浩 君

・監査委員会事務局

局長 藺畑 雄二 君

・選挙管理委員会事務局

局長(兼) 藺畑 雄二 君 係 長 上脇 重樹 君

・会計課

課 長 尻無濱久美子君 係 長 丸塚 明子 君

・総務課

課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 大田 省吾 君

係 長 尾上謙一郎 君 係 長 檳柑幸一郎 君

係 長 岩下 亮一 君 係 長 白肌 隆一 君

・総務課消防係

参事 児玉 秀則 君 係 長 谷口 剛 君

・企画調整課

課 長 山下 友治 君 課長補佐 尾上 覚史 君

係 長 本蔵 雄一 君 係 長 川原 陽介 君

・税務課

課 長 新町 博行 君 課長補佐 中尾 隆樹 君

係 長 本 千晶 君 係 長 湯田 矢凡 君

・市民環境課

課 長 牧尾 浩一 君 課長補佐 中園 修 君

係 長 大野 勇人 君 係 長 大野 勝一 君

・福祉課

課 長 中野 貴文 君 課長補佐 前田 敏 君

園 長 永田 靖子 君 係 長 中野 美紀 君

係 長 栗林 鉄矢 君 係 長 宇都 貴子 君

・健康増進課

課 長 垂 義継 君 課長補佐 大橋 尚子 君

係 長 野中 義昭 君

・介護長寿課

課 係	長 長	池田 寺園	英人 勝夫	君 君	課長補佐 係 長	勢屋 所崎	伸一 慎也	君 君
--------	--------	----------	----------	--------	-------------	----------	----------	--------

8 会議に付した事件

- ・議案第18号 令和3年度阿久根市一般会計予算
- ・議案第19号 令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第20号 令和3年度阿久根市交通災害共済特別会計予算
- ・議案第21号 令和3年度阿久根市介護保険特別会計予算
- ・議案第22号 令和3年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

ただいまから、予算委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第18号 令和3年度阿久根市一般会計予算、議案第19号 国民健康保険特別会計予算、議案第20号 交通災害共済特別会計予算、議案第21号 介護保険特別会計予算、議案第22号 後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 水道事業会計予算、以上、6件であります。

日程については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願いします。

なお、所管課の説明においては、予算書の説明欄に記載してある金額などは、前年度と比較した説明を行う必要があるほかは、基本的に読み上げないこととし、また、予算における委託料や負担金補助及び交付金においては主要な業務、事業については十分な説明を行っていただくようお願いしております。

各委員におかれても、委員会の効率的、効果的な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、早速ですが、議会事務局の入室をお願いします。

（議会事務局入室）

○議案第18号 令和3年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

それでは、議案第18号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

議会事務局長の説明を求めます。

早瀬議会事務局長

それでは、議案第18号中、議会事務局の所管する事項について、歳出から説明いたします。令和3年度一般会計予算書の35ページをお開きください。

1款1項1目議会費の令和3年度予算額は1億2,226万3,000円で、前年度比500万円の減額となっております。減額の主な理由としまして、2節給料から4節共済費において、令和2年度の当初予算では職員4名分の人件費を計上しておりましたが、昨年度より職員4名のうち1名が再任用職員の配置となったため、その差額が減額となるものであります。また、4節共済費では、議員共済会負担金が率の改定により84万3,000円の減額となっております。

それでは、歳出予算における主なものについて御説明します。

4節共済費は、議員共済会負担金が主なものであります。議員共済会負担金につきまして、令和3年度は負担率が100分の35.4から100分の33.6に改定されることから、84万3,000円の減額となるものであります。また、昨年12月期の受給者名簿では、退職年金が11名、遺族年金が10名の計21名が受給されております。8節旅費は、議長及び常任委員会の所管事務調査等の費用弁償及び職員の随行旅費が主なものであります。11節役務費は、タブレット端末20台の通信料で26万円増、議員控室ソファ処分代で7万3,000円増となっております。議員控室ソファにつきましては公共的な利用として、北薩広域行政事務組合のリサイクルセンターにおいて再利用が可能となったことから、処分代の執行予定はありません。

36ページになります。12節委託料は、会議録反訳製本業務と会議録検索システム運用業務委託料であります。13節使用料及び賃借料は、新規分として、議会中継システムのリース料及びタブレット端末20台分のライセンス等のシステム利用料が増額分であります。17節備品購入費は、現在、議長室の椅子は議場において使用しているため、議長室用の椅子を購入し

ようとするものであります。18節負担金補助及び交付金は、全国、九州、鹿児島県の各市議会議長会等の負担金、会議出席負担金が主なものであります。

次に歳入について、30ページをお開きください。

20款5項4目20節雑入、一番上の雇用保険料のうち、6,000円が会計年度任用職員分です。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

議会事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(議会事務局退室、監査事務局入室)

濱崎國治委員長

次に、監査事務局所管の事項について審査に入ります。

監査事務局長の説明を求めます。

蘭畑監査事務局長

議案第18号中、公平委員会事務局及び監査事務局の所管する事項について御説明いたします。

初めに、公平委員会費から御説明いたします。

予算書の45ページをお開きください。2款総務費1項10目公平委員会費の当初予算額は、47万2,000円で、前年度と比較して3万3,000円の増となっております。それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬は、公平委員3名分の委員会及び各種会合等出席時の報酬でございます。8節旅費は、全国公平委員会連合会本部研究会ほか会合等への出席に係る旅費が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載の県公平委員会連合会、ほか件の会費及び会議出席負担金でございます。

次に、監査委員費について御説明いたします。

57ページをお開きください。2款総務費6項1目監査委員費の当初予算額は、1,945万7,000円で、前年度と比較して、384万1,000円の増となっております。増額の主な要因は、2節給料から4節共済費まで人件費の増によるものです。それでは、節ごとに、主なものについて、御説明いたします。1節報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。2節給料から、58ページにかけての、4節共済費まで、職員2名分の人件費でございます。8節旅費は、全国、西日本、九州監査委員会総会の出席に係る、旅費が主なものでございます。10節需用費は、監査用参考図書追録代が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載の九州各市監査委員会ほか3件の会費及び会議の出席負担金であります。

歳入については、該当はございません。

以上で公平委員会事務局及び監査事務局の所管する事項についての説明を終わります。

御審議方よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

監査事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、監査事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局入室)

濱崎國治委員長

次に、選挙管理委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

菌畑選挙管理委員会事務局長

議案第18号中、選挙管理委員会事務局の所管する事項について、御説明いたします。

初めに、歳出から御説明いたします。

54ページをお開きください。2款総務費4項1目選挙管理委員会費の当初予算額は、1,080万7,000円で、前年度と比較して23万2,000円の増となっております。それでは、節ごとに、主なものについて御説明いたします。1節報酬は、選挙管理委員4名分の報酬でございます。2節給料から4節共済費は、職員1名分の人件費でございます。8節旅費は、全国、九州選挙管理委員会連合会総会等への出席に係る旅費が主なものでございます。10節需用費は、選挙関係参考図書の追録代が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載の九州都市選挙管理委員会連合会ほか3件の会費及び会議出席負担金でございます。

55ページに移ります。2目選挙啓発費の当初予算額は18万4,000円で、前年度と比較して、6,000円の減となっております。それでは、節ごとに、主なものについて、御説明いたします。7節報償費は、明るい選挙推進協議会委員の各種会議及び出前授業等への出会謝金でございます。18節負担金補助及び交付金は、県明るい選挙推進協議会出水支会への負担金でございます。次に、3目衆議院議員選挙費の当初予算額1,301万3,000円は、令和3年10月21日に任期満了となります、衆議院議員選挙の執行経費でございます。それでは、節ごとに主なものについて御説明いたします。1節報酬は、投・開票に係る選挙事務従事者、立会人及び臨時に雇用する職員の報酬でございます。3節職員手当等は、選挙の執行管理事務及び11日間の期日前投票に従事する職員の時間外勤務手当でございます。10節需用費は、選挙事務用消耗品、啓発チラシ、投票所入場券の印刷代、選挙運動用ポスター掲示板のメンテナンス料が主なものでございます。

56ページをお開きください。11節役務費は、投票所入場券及び選挙公報発送に係る郵便料及び選挙用機器の点検手数料が主なものでございます。12節委託料は、選挙運動用ポスター掲示場の設置及び撤去、開票所床シートの設置に係る委託料でございます。13節使用料及び賃借料は、選挙用機器の賃借料が主なものでございます。

以上で、歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

25ページをお開きください。15款県支出金3項委託金1目総務費委託金4節選挙費委託金は、衆議院議員選挙及び在外選挙人名簿登録事務に係る委託費でございます。

30ページをお開きください。20款諸収入5項雑入4目雑入20節雑入の一番上に記載の雇用保険料のうち、選挙管理委員会事務局の所管分は3,000円を予算計上いたしました。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、選挙管理委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(選管事務局退室、会計課入室)

濱崎國治委員長

次に、会計課所管の事項について審査に入ります。

会計課長の説明を求めます。

尻無濱会計課長

議案第18号中、会計課の所管する事項について説明します。

初めに歳出から説明いたします。

予算書40ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費6目会計管理費の総額は53万6,000円で、前年度に比べ7万4,000円の増となりました。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。まず、8節旅費は、研修会等への出席に係る旅費でございます。11節役務費は、金融機関への窓口収納手数料及び口座引落手数料、口座振込による支払いに係る伝送システム利用手数料とそれに係る通信電話料などが主なものであります。次に、18節負担金補助及び交付金は、県都市会計管理者会及び会計事務職員研修会ほかの参加負担金であります。

次に、139ページをお開きください。12款1項公債費2目利子22節償還金、利子及び割引料のうち、会計課所管分は一時借入金利子52万1,000円で、歳計現金に不足が生じた際に借入する一時借入金の利子支払分であり、前年度に比べ3万8,000円の増となりました。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書30ページにお戻りください。第20款諸収入2項1目市預金利子1節預金利子は、前年度と同額を計上しております。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

会計課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、会計課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(会計課退室、総務課入室)

濱崎國治委員長

次に、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第18号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

予算書の36ページをお開きください。歳出からその主なものについて御説明いたします。第2款総務費1項1目一般管理費は、対前年度936万9,000円の増であり、主に職員の異動等に伴うものであります。このうち、1節報酬は主に会計年度任用職員の報酬であり、3節には特別職及び一般職員の退職手当に係る県市町村総合事務組合負担金が含まれております。

37ページになりますが、9節交際費は、市長等が市を代表して行う交際に要する経費であります。11節役務費は、郵便料・電話料などの通信運搬費が主なものであり、38ページになりますが、12節委託料は、行政事務に関する区長への業務委託料ほか、説明欄に記載のとおりであります。18節負担金補助及び交付金は、市長会や阿久根地区防犯協会への負担金のほか、各区が設置・管理する防犯灯LED化推進事業補助が主なものであります。24節積立金は、退職手当準備基金への積立てであります。

39ページになりますが、2目職員研修費では、各種研修会への参加旅費のほか、総務省への研修派遣の経費を引き続き計上しました。次に、3目広報費は、対前年度594万4,000円の増であり、広報用放送施設整備事業の補助金の増額が主な要因であります。このうち、10節需用費は、広報誌発行に係る印刷製本費が主なものであり、18節負担金補助及び交付金は、

市内12区で実施予定の広報用放送施設整備事業補助金が主なものであります。

次に、40ページをお開きください。4目文書費は、対前年度69万5,000円の増であり、高速カラー印刷機を増設することに伴う13節使用料及び賃借料の増が主な要因であります。

41ページになりますが、7目財産管理費のうち、総務課所管分は公用車管理に係る経費であります。このうち、1節報酬は、公用バスの運転業務を行う会計年度任用職員の報酬、10節需用費は主に燃料代や修繕料、11節役務費は車検代等を計上しております。また、17節備品購入費は、公用車に取り付けるドライブレコーダーであります。

次に、45ページをお開きください。13目交通安全対策費は、交通安全対策の推進に関する経費であります。このうち、1節報酬は、会計年度任用職員の報酬が主なものであり、46ページになりますが、18節負担金補助及び交付金は、阿久根地区交通安全協会等への負担金が主なものであります。次の16目庁舎管理費は、前年度に引き続き、庁舎改修工事を行うこととしております。このうち、1節報酬は会計年度任用職員の報酬であり、次の47ページの10節需用費は、庁舎の光熱水費や修繕料が主なものであります。12節委託料は、説明欄に記載の庁舎管理業務に要する各種委託料であります。13節使用料及び賃借料は、電話交換設備のリース料が主なものであります。14節工事請負費は、庁舎改修工事であり、主に外壁補修や屋根防水工事を予定しております。

48ページになりますが、16節公有財産購入費は庁舎別館2階の空調機を、17節備品購入費は、主に市民ホールに設置する来庁者用備品などの購入費であります。次に、17目電算管理費は、対前年度853万6,000円の減であり、これは、令和2年度に実施をしました市ホームページリニューアル業務に伴う委託料等の減が主な要因であります。このうち、10節需用費は、電算機器の消耗品の購入や修繕料が主なものであり、11節役務費は、市役所本庁と支所・出張所、各小中学校等外部施設を接続している通信回線費及びインターネット接続料などが主なものであります。12節委託料は、電算システムの保守等に係る各種委託料であり、13節使用料及び賃借料は、電算ソフト使用料、パソコン等リース料、システムサーバーリース料が主なものであります。

49ページになりますが、18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載の電算システムサポート負担金、システム運用交付金が主なものであります。

次に、51ページをお開きください。2項1目税務総務費のうち総務課所管分は、固定資産評価審査委員会に係る経費を計上しております。

次に、飛びまして、114ページをお願いします。第9款消防費1項4目災害対策費のうち、総務課所管分は1,598万1,000円であり、防災行政無線デジタル化整備事業の完了により、前年度と比較すると大幅な減額となっております。10節需用費のうち総務課所管分の主なものは、災害備蓄品の更新費用や防災行政無線施設の電気代及び修繕料が主なものであります。12節委託料は、防災行政無線の保守業務であり、次の115ページになりますが、18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり協議会等への負担金が主なものであります。

以上で歳出を終わります。次に歳入の主なものについて御説明をいたします。

17ページにお戻りください。第13款使用料及び手数料1項1目総務使用料のうち総務課所管分は、金融機関や職員団体などの庁舎使用料であります。

19ページになりますが、2項1目総務手数料のうち総務課所管分は、地縁団体証明手数料及びり災証明手数料であります。

次に、21ページをお願いします。第14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金のうち、総務課所管分は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金であり、令和3年度特定個人情報提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任に係る補助金であります。

次は、25ページをお開きください。第15款県支出金2項8目消防費県補助金は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金であり、原子力防災業務に従事する職員の研修会等の参加費用や訓練時の経費等に対するものであります。次の3項1目総務費委託金のうち、総務課所管分は、説明欄の1行目、市町村権限移譲交付金のうち2万円であり、新たに生じた土地の

確認に関する事務の権限移譲交付金、また、3行目の県政かわら版配布業務、次の県議会日より配布業務は、県から委託された業務について交付されるものであります。

27ページをお願いします。第16款財産収入1項1目財産貸付収入のうち、総務課所管分は、自動販売機の設置に係る庁舎貸付料であります。次に、2目利子及び配当金のうち総務課所管分は、説明欄の上から5行目の退職手当準備基金利子、下から5行目の地域振興基金利子、72万3,000円のうち、総務課分は、広報用放送施設整備事業に活用するため積み立てている地域振興基金の利子として7万4,000円を見込み計上しております。

28ページになりますが、第18款繰入金1項10目地域振興基金繰入金のうち、総務課所管分は1,652万5,000円であり、広報用放送施設整備事業に充当しようとするものであります。

29ページの2項4目交通災害共済特別会計繰入金は、交通災害共済特別会計からの繰り入れであり、市道の区画線、ガードレールの設置等を行う交通安全施設整備事業に、令和2年度と同額を充当しようとするものであります。

次に、30ページになりますが、第20款諸収入5項4目雑入のうち、総務課所管分の主なものは、20節雑入の説明欄中、31ページの中ほどにある水道課光熱水費、下から4行目の水道課貸与パソコン使用料、32ページになりますが、上から2行目の広報あくね広告料、次のホームページ広告料を、さらに3行下の職員給与費等負担金は、県後期高齢者医療広域連合や県へ派遣する職員2人分の給与等に係る派遣先の負担金などであります。

次の33ページの第21款市債1項1目総務債のうち、総務課所管分は、市庁舎改修事業債であり、本年度実施する庁舎改修工事の充当財源とするものであります。

次に、140ページをお願いします。140ページからは給与費明細書についてであります、140ページでは特別職について、141ページでは一般職の総括を、次の142ページでは会計年度任用職員以外の一般職、143ページは会計年度任用職員について、本年度、前年度の比較を、また、144ページ以降は給料等の状況を掲載をしております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

47ページ、庁舎改修、ほかのところにもいっぱいありましたけども、ここに、トイレの窓のところに、すでにヒビが入っております。新しく貼った板が割れております。ここは歪み続けているというのは前、確認しましたね、総務課長、一緒に。これが加速しているかもしれない。この段階でどういうふうに歪みが広がっているのかというのをちゃんと分かった上で、やっていかないと、やっても何にもならんでしょ。そういった記録という、この歪みの状況は記録しているんですか。

松崎総務課長

お答えいたします。庁舎の地盤沈下につきまして、平成30年度に庁舎、長寿命化調査において、庁舎全体が不動沈下していることが判明しております。このことから、5年間について、沈下の経年観測を事業者によって行いながら、一方では庁舎の機能維持、改修等行って、適正な維持を図ることとしております。現在、庁舎においては、大橋川のほうの河川側の地盤沈下が顕著であります、その後の観測では、全体的に大きな変動は見られないということで、確認をしております。一方では、浮動沈下については、少しずつ進行している状況もありますので、来年度におきましても、沈下の状況について確認を進めていくこととしております。

竹原信一委員

その浮動沈下は、最後に調査したのと、その前はいつだったんですか。

松崎総務課長

最後に調査したのは、平成30年度であります。

竹原信一委員

この間造ったばかりのところが割れているんですよね。動き続けている訳です。30年度から今までの間の間隔、広すぎますね、まず。

松崎総務課長

ちょっと現場を確認しまして、内容を見てみたいというふうに考えております。以上です。

竹原信一委員

対応が非常によくないですね、これ。前からヒビが入って広がっているというのが分かってるわけだから。最後に測ったのが平成30年度とか、工事に入る直前にもやらなきゃいけないし、あなたたちの見通しというか、なってないです。終わります。

牟田学委員

この間、先週だったかな。

濱崎國治委員長

款項目を言ってお願いします。

牟田学委員

関連で一つお願いします。

濱崎國治委員長

今日は予算委員会です。予算について質問してください。

牟田学委員

折多活性化施設のですね、駐車場の脇に大きいコンテナが置いてあるんですが、あれが災害時の備蓄が入っているものなんですか。もう現に入っているんですか。

濱崎國治委員長

どこの関連ですか。

牟田学委員

災害の関連です。

濱崎國治委員長

項目はどこの災害ですか。

9款1項4目ですか。この消耗品ですね。

牟田学委員

はい。

松崎総務課長

折多地区の施設につきまして、確かに備蓄倉庫を令和2年度の予算で計上して、設置をしております。備蓄については、今後、段ボールベッドそれからパーティション、マット等を搬入していく予定としております。以上であります。

牟田学委員

今、その大きめのコンテナですもんね、あれが市内に何か所か設置してあるんですか。

松崎総務課長

主要な避難施設、箇所数としては5か所ですけれども、主要な避難施設に設置をして、今後備蓄を各避難所でできるように対応してまいりたいと考えております。

牟田学委員

はい、いいです。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

濱之上大成委員

2款1項1目の一般管理費の1節報酬の中の空き家対策協議会委員、すみません確認の意味で、メンバーはどなたでしょうか。4万6,000円に対する質問です。

松崎総務課長

お答えします。空き家等対策協議会の委員につきましては、市長、それから警察署の地域

課長、地方法務局の出水出張所長、それから県宅地建物取引協会北薩支部出水ブロックの推薦をされた方、同じく県の司法書士出水支部の推薦をされた方、それから県建築士会阿久根長島支部から推薦をされた方、それから市の区長会から推薦をされた方、それから最後に社会福祉協議会から推薦をされた方ということでございまして、この予算額につきましては、対象となる5名分を計上しております。

濱之上大成委員

はい、分かりました。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、総務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第20号 令和3年度阿久根市交通災害共済特別会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第20号を議題とし、審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

松崎総務課長

次に、議案第20号について御説明いたします。

特別会計予算書の50ページをお願いいたします。

歳出から御説明いたします。第1款事業費1項1目事業費の主なものは、11節の通信運搬費、18節の見舞金、27節の一般会計繰出金であります。このうち、18節見舞金は交通事故による傷害等に係る見舞金を計上しております。また、27節の一般会計繰出金については、一般会計でも申し上げましたけれども、市民の交通安全対策の推進のため、区画線の補修、ガードレール等の設置・補修を行う交通安全施設整備事業に活用するため、300万円を一般会計に繰り出すものであります。次に、第2款基金積立金1項1目基金積立金は、基金利子等を積み立てようとするものであります。

以上で歳出を終わります。歳入について申し上げます。

49ページにお戻りください。第1款共済会費1項1目共済会費は、会員8,715人分の共済会費を見込み計上いたしました。第3款繰入金1項1目交通災害共済基金繰入金の主なものは、交通安全施設整備事業へ活用するため、基金から300万円を繰り入れようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議をよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

総務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の49ページ、歳入の1款1項1目の共済会費についてでございますが、ただいま会員として8,715名と言われましたけれども、今度から会費について、振込になっておりますよね。それは、区長さんたちにアンケートを取ってされたことと思っておりますけれども、区長さんからですね、365円ですよね、年会費が。高齢化で振込となれば、なかなか面倒くさがって、申込みをしない人も出てくるんじゃないかなと。だから、区長さんたちが防災無線等で、振込に行けない方は私のところに持ってきてくださいと、私がしますというふうには連絡もしておりますけど、その辺あたりの区長さんとしては、せっかく掛金が安い、365円でいい保険なのに、掛ける人が少なくなればいけないなあという意見も出ておりますので、今後は会員の予定は言われましたけれども、その推移を見て、対策も必要じゃないかと思っておりますので、気をつけておってもらいたいと思います。以上です。それについて何かあれば。

松崎総務課長

今、委員から御指摘のとおり、今年度から郵送によって納付書を送付しておりますので、区長の取りまとめはなくなっているという状況であります。会員となるためには、今委員からもございましたけれども、金融機関等に会費を直接納めていただく必要がありますので、そこについては一定程度、丁寧な説明をしながら、お願いをしているところでございます。一方では、どうしても金融機関まで遠いという方もいらっしゃると思いますので、その場合には、本人さんからとか、こちらからでも区長等をお願いをしまして、納入手続の協力をお願いすることも考えられるのかなと考えておりますので、今後、取扱いについて、どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

濱崎國治委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、議案第20号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、総務課消防係入室)

○議案第18号 令和3年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第18号を議題とし、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

児玉総務課消防参事

議案第18号中、総務課消防係の所管する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

予算書の112ページをお開きください。第9款消防費1項1目常備消防費は、前年度比4,400万円余りの増となっておりますが、これは10節需用費に修繕料として、屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールの経費を計上したことが主な要因であります。この車両は、平成23年12月に阿久根消防署に配備されており、初期の機能及び安全性を確保するため、今回オーバーホールを実施するものでございます。18節負担金補助及び交付金は、阿久根地区消防組合への負担金であります。次に、2目非常備消防費は、前年度比1,100万円余りの増となっています。これは、次のページの17節備品購入費に普通消防積載車2台、小型動力ポンプ2台の購入経費を計上したことが主な要因でございます。

112ページに戻りますが、1節報酬は消防団員224人分の報酬、5節災害報償費は消防団員の公務災害における療養・休業補償費、7節報償費は消防団員退職報償金が主なものであります。8節旅費は、消防団員の費用弁償や各種式典・研修会などの旅費、10節需用費は、消防団詰所及び車庫などの光熱水費や修繕のほか、消防車、小型動力ポンプ等の修繕、燃料代、また、防火水槽の漏水防止の補修等に係る経費が主なものであります。

113ページになります。17節備品購入費は、先ほど説明したとおり、普通消防積載車2台分及び小型動力ポンプ2台分の購入経費が主なものであります。これは、平成4年9月と平成6年8月に配備され、26年以上経過し老朽化が進んでいる三笠第2班と牛之浜班の普通消防積載車、平成18年12月に配備され、14年以上経過し老朽化が進んでいる山下班と桑原城班の小型動力ポンプを更新しようとするものでございます。18節負担金補助及び交付金は、鹿児島県消防協会等への負担金のほか、消防団員の退職報償金や公務災害補償等の掛金などが主なものでございます。27節繰出金は、旧簡易水道の消火栓154基分と上水道299基分としての水道事業会計への繰出金でございます。

114ページになります。3目水防費は、風水害時において必要な消耗品費や補修用資材などの原材料費としての購入経費を計上したものでございます。4目災害対策費のうち、消防

係所管分は、8節旅費のうち33万3,000円、10節需用費のうち7万8,000円、13節使用料及び賃借料のうち30万円の合計71万1,000円であり、それぞれ災害時における費用弁償や燃料費、食糧費、重機等の借り上げ料でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

25ページにお戻りください。第15款県支出金3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金のうち、消防係所管分は、市町村権限移譲交付金のうち2万円で、火薬類取締法に係る県からの事務交付金であります。

30ページになります。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、消防係所管分は消防団員公務災害補償金、次の消防団員退職報償金であります。

31ページになります。20節雑入のうち、消防係所管分は説明欄の下から10行目の原子力立地給付金のうち、消防団詰所等に係る5万7,000円、次のページの説明欄の一番上になりますが、県消防協会火災共済制度出資金割戻金、説明欄の下から12行目にあります県消防協会福祉共済制度返戻金であります。

34ページになります。第21款市債1項8目消防債は、小型動力ポンプの購入経費に充当しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

消防参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の112ページ、消防費、常備消防費、報酬のところの関連としてですね。今後の消防行政としての方向性についてお聞きいたしますが、と言うのは、現在、人口減、若い人の人口減、高齢化によってですね、各地域の消防団員の確保にですね、大分困っているわけですが、その中で、今の現在の団員の方がですね、責任を感じていらっしゃるんです。そこで、地域としても、一生懸命応えてやらないといけないわけなんですけどもですね、なかなか新しい団員を見つけるのに対してですよ、あくまでも奉仕精神の基の中で、今までずっとやってきたことであってですね、無理して勧誘することは大変難しいというふうに思っているわけなんです。そこでですね、行政側として今後ですね、こうして若い人が減っていく中で、消防団員が確保できなくなるような状況が、今後出てくると思うんですよ、時代の流れによって。今後の見通しとして、消防行政としてどういうふうな考え方でいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

児玉消防参事

今、委員がおっしゃれたとおり、なかなか消防団員の確保が難しいというのも承知をしております。確かになかなか、今までの消防団員の確保というのは、その地域の消防団員、あと後援会の方々が一緒になって会員をされてきた分があるかと思います。それぞれの地域によってそれぞれ違う部分もあるんでしょうけども、やはりなかなか後援会だけにはお願いする。また、消防団員だけで勧誘するというのも難しい面が出てきておりますので、そこについてはやはり消防団員のほうも、また、後援会と区長さん等とも一緒になって勧誘する必要があるかと思います。あと、国のほうでもですね、消防団員の報酬の在り方、出動手当の在り方等も検討もされておりますので、手当の部分については、今後また検討する必要があるのかなと思っておりますので、その辺も含めながら市のほうでも行政のほうでも検討する必要があるのかなと思っておりまして、やはり消防団員はなくてはならない部分と思っておりますので、市のほうもどのような方向でできるのかというものも検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中面幸人委員

やはり、時代の流れですからね、やはり消防団というのは地域にとって本当、安心安全のためにですね、あるべき組織だというふうに思っている訳なんです、やはり時代の流れで

すからね、そこ辺あたりはやっぱ、言わば常備消防と非常備のですね、役割分担というのがですね、いろいろと関係してくると思うんですね。この辺あたりのところをですね、やはり消防行政として、考えていかないといけないのかなあというふうに思いますので、一つ今後来る課題ですので、地域地域に任せるわけじゃなくてですね、やはり行政もしっかりと対応を今後お願いしたいと思います。

濱之上大成委員

今ののに関連してなんですがね、9款1項2目と災害の4目の7節の報酬費の関連ですが、先ほど手当とおっしゃったんですがね、手当、鹿児島市は7,000円くらいなんですがね、今、阿久根は幾らですか。

児玉消防参事

阿久根市においては手当、報酬というわけじゃなくて、費用弁償ということでお支払いしておりますが、4,700円、全てについて4,700円ということです。

濱之上大成委員

この額について、他市に比べてのことなんですが、安い高いかと言ったらどちらですか。

児玉消防参事

確か地方交付税措置されているのは7,000円ということで、今報道等もされておりますし、それからすれば安いということになるかと思います。平均的に、近隣も含めながら平均的には3,000幾らじゃないのかなと思います。今後、そういった状況もありますけれども、その手当の在り方、報酬の在り方のほうがまた、先ほども申し上げましたとおり、国のほうでも検討されておりますので、その検討結果を踏まえてまた今後、検討する必要があるのかなと思ってます。

濱之上大成委員

どうかひとつ、消防団員の立場に立っていただいて、御理解いただくように要望して終わります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（総務課消防係退室）

（休憩 11：02～11：12）

（企画調整課入室）

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

企画調整課長の説明を求めます。

山下企画調整課長

議案第18号のうち、企画調整課の所管事項について御説明申し上げます。

初めに、42ページをお開きください。歳出について申し上げます。

第2款総務費1項8目企画費は、あくね応援寄附金に係る地域振興基金積立金の増などにより、前年度に比べの増額となりました。その主なものについて御説明いたします。7節報酬費では、新たに、子育て世帯移住支援商品券に係る予算を計上しております。これは、地方での生活についての関心が広がる中、子育て世帯の本市への移住や円滑な生活に資するため必要な費用を補助し、市の他の子育て支援制度の活用案内と合わせて、「子育てをするな

ら阿久根市で」を広くPRし、子育て世帯の移住を図ろうとするものであります。具体的には、令和3年4月1日以後本市に転入し、3年以上居住する意思を有する世帯のうち、高校生以下の方などがある世帯に対し、1世帯につき10万円を、また、高校生以下の方1人につき2万円分の商品券を支給しようとするものであり、令和5年度までの3年間を予定し、令和3年度は50世帯、高校生以下100人分を見込み、補助金と商品券を支給するものであります。

次の43ページになりますが、11節役務費は、郵便料や国際交流における通訳料が主なものであります。これは、令和2年度において、肥薩おれんじ鉄道の車両を借り上げて婚活事業を行うこととしていましたが、感染症の影響により実施ができなかったため、令和3年度において改めて実施しようとするものであります。

次の44ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の上から8行目の地域おこし協力隊起業支援事業は、地域おこし協力隊員が起業をしようとする場合に、100万円を限度して補助するもので、1人分を見込んでおります。その3行下の子育て世帯移住支援補助事業は、先ほど申し上げましたように、子育て世帯の移住を支援するものであり、その2行下の地域色づくり事業は、地域コミュニティの活性化につながる取組を支援するため、補助を行うものであります。24節積立金は、説明欄記載の基金の利子や地域振興基金へのあくね応援寄附金であります。

次に、56ページをお開きください。5項1目統計調査総務費は、前年度とほぼ同じ規模であります。職員の人件費のほか、12節では、次の57ページに記載のとおり、新たに市勢要覧の作成業務委託料も計上しております。2目基幹統計調査費は、令和2年度は国勢調査が実施されたことから、前年度より減額であります。令和3年度実施される経済センサスの調査員等の報酬が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について申し上げます。

23ページをお開きください。第15款県支出金2項1目総務費県補助金は、原子力発電に関する広報活動などの事業への広報・調査等交付金と電源立地地域対策補助金、地方創生推進交付金が主なものであります。このうち、電源立地地域対策補助金は消防団普通消防積載車整備事業などに、また、地方創生推進交付金は移住支援金交付事業などにそれぞれ充当することとしております。

次に、25ページをお開きください。3項1目1節総務管理費委託金の当課所管分は、市町村権限移譲交付金のうち、特定非営利活動法人関係事務に係るものや遊休土地実態調査費などであります。5節統計調査費委託金の主なものは、説明欄記載の経済センサスに係る委託金であります。

次に、27ページになりますが、第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、当課所管分は、説明欄の6行目のふるさと創生基金、その下の人材育成基金及び下から5行目の地域振興基金に係る利子であります。

次の28ページになりますが、第18款繰入金1項5目ふるさと創生基金は阿久根の魅力PR事業に、6目人材育成基金繰入金はアクネ大使等による子供たちの学習の場づくり事業に、10目地域振興基金繰入金は子育て世帯移住支援事業、地域色づくり事業などにそれぞれ充当しようとするものであります。

次に、32ページになりますが、第20款諸収入5項4目20節雑入のうち当課所管分の主なものは、説明欄の上から5行目の場外車券売場設置市地元協力金と、その8行下の乗合タクシー事業国庫補助金事業者精算返納金であります。

最後に、次の33ページの第21款1項1目2節企画債は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業に充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

企画調整課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

42ページ、2款1項8目企画費の中の7節、子育て世帯移住支援商品券について。これは、先ほど50世帯と。何世帯準備するんですか。

山下企画調整課長

令和3年度は、世帯としては50世帯を見込んで予算を計上したところです。

山田勝委員

結局、50世帯移住してくるというふうに考えていいんですか。

山下企画調整課長

これにつきましては、阿久根市に転入されて3年以上居住する意思を有する方を対象としております。これまで移住の実態等を踏まえて、おおむね50世帯、そして高校生以下としては100人を見込んで、今回、予算を計上したというところでございます。

山田勝委員

50世帯というのはね、3年間をプールして50世帯と言うんですか。

山下企画調整課長

令和3年度において50世帯の移住される、この要件に該当される方に補助金を交付しようというふうに考えております。50世帯というのは令和3年度の目標として計上したところです。

山田勝委員

ちょっと認識不足かもしれないけど、令和3年度に阿久根市に50世帯移住してくれるだろうという目算でですか。

山下企画調整課長

この50世帯については、市外から阿久根市に4月1日以後、転入されるそういう世帯のうち、高校生以下の子供などはいる世帯が50世帯ほど見込まれる、これを目標として予算を計上したということでございます。

山田勝委員

それなら50世帯という見積もりをされるということはね、過去において、50世帯、50世帯、50世帯ということで、阿久根市に市外から移住してきてくれたということ、そういう理解をしていいんですか。

山下企画調整課長

この制度を設計する際に、過去の転入世帯の実績等を確認をいたしました。令和元年度については、転入世帯が476世帯ございました。このうち18歳以下のいる世帯等が48世帯、そして18歳以下の方が78人ございました。同様に、平成30年度は53世帯、それから子供が81人、こういったこの間の転入実績を踏まえて、今回、50世帯100人という目標を設定したということでございます。

山田勝委員

50世帯の人が毎年阿久根に新しく転入してくるというのは、人口が減っていく中で想像できないんだが、この50世帯というのは、例えば学校の先生とか、阿久根市にあるとかというような方も含めてですか。それとも全くそういうのじゃなくて、都会から帰ってこられる、Uターンするとか、あるいは居住するとかというのもあるんですか。その付近はどういう分析をされていますか。

山下企画調整課長

対象としては、今、委員がおっしゃいました方々も全て、転入される方も全て含んで、この要件に該当する場合にはこの補助金の対象にしようということで制度を考えております。

山田勝委員

そういうことであればね、しょんないんだけど、私から考えればですね、阿久根に永住し

たい、阿久根に帰ってきたいという人を対象にしているのかなと言ったら、そういうふうにおればね、毎年50人も阿久根にわざわざそういうふうに来た。すごい努力をしてるなと思うけど、別にいっちゃん努力しなくても来れる人は何人ぐらいいるんですか。

山下企画調整課長

先ほど申し上げましたように、これまでの転入実績を踏まえて、そういった方のうち3年以上、阿久根市に居住する意思がある方を対象に、今回、補助金を交付しようと、こういうふうに考えているところでございます。

山田勝委員

私はね、例えば学校の先生とか、あるいは市民病院の誰とか、誰とかというようなね、勤務地がこちらだってするというのは、あなたたちが努力しなくても来る人だが、努力しなくても来て、よかったねという話だけど、あなた方が阿久根の魅力を引っ張ってですね、するような人も何人ぐらいいるのって、何世帯ぐらいあるのって聞くだけのこと。

山下企画調整課長

今、委員のほうからございましたように、私どもとしてはこれまでこういった転入された方々を広く対象にすることによって、この事業のみならず、ほかの子育て支援事業についても案内をして、阿久根市が非常に子育てに手厚いまちづくりを行っているということをアピールするといいますか、そういう形での効果も見込んでおりますので、幅広く、今、委員が言われたように学校の先生方であるとか、転入してこられる方も基本的には対象として考えているところでございます。

山田勝委員

もういいけどね、分かりましたよ。別にあなた方が努力しなくても来る人は来るんだと。そういう人にもちゃんとやってるんだということだけですよ。了解です、この件については。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

全く今と同じ款項目です。私も、今回、資料請求をしまして今の数字をいただいております。つまり、昨年度も、その前の年度もほぼ50世帯の子育て世代の転入世帯があったということで、50世帯を目標にということでしたけれども、山田委員が言われたように、50世帯というのは現状で転入してこられる方々。もちろんこの方々にも手厚く子育てを応援するということは大事だと私は思っていますが、今回は子育て世帯の移住を促進するためにということが一番の目標でありますから、現状よりも高い目標を持ってプラスアルファ、山田委員がおっしゃられたように、ただ単に今までなかった層を都会から移住をしていただくということが今回の移住促進の目的だと、私は理解しているんですが。したがって、この50世帯では足りない。もっと高い目標をもって、外にPRをしてですね、呼び込むべきだと思うんですが、そういったところが今の目標では見受けられないですが、いかがですか。

山下企画調整課長

この制度を設計する際には、現状を踏まえてこの数を設定をしたところでございます。この制度を運用していく中で制度の効用と言いますか、効果と言いますか、そういったものは広く周知する必要があると思っております。それに伴って目標を3年間の時限措置としておりますけれども、目標の上方修正と言いますか、そういった設定の仕方は今後も十分考えられることかなというふうに思っているところでございます。

白石純一委員

今年度を見て、増えるようだったら来年度と、そういう悠長なことを言ってもらえない。今、コロナ禍でできるだけ多くの方が都会から地方に移り住んでいただくように、こういった一つの契機とする呼び水だと思いますので。とすると、今回、仮にですね、50世帯以上の方々が希望して、つまり50世帯現状ですね、それ以上の方にPRして来ていただく。そうすると

予算は足りなくなるわけですね。年度途中でも補正を組むという考えなんですか。

山下企画調整課長

具体の利用実績がどの程度見込まれて、実際にどうなっていくのかは制度運用の中で確認していくことになるかと思います。その実態に踏まえて市の財政的なことも勘案した上で検討していくことになるかと思ってます。

白石純一委員

現状がほぼ50世帯おられるわけですから、移住促進になってないじゃないですか。移住促進するためにはそれ以上を目指すということが促進であるわけですから、その辺の認識がちょっと不足しているんじゃないかということ指摘させていただいて、質疑を終わります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

中面幸人委員

ちょっと款項目が分からないので教えていただきたいと思いますが、例えば空き家活用支援事業については、

濱崎國治委員長

どこですか。

中面幸人委員

ちょっと待ってください。空き家活用支援事業については都市建設課の所管と思いますが、空き家バンク関連のいわば関係で企画調整課の分がありますよね。そこはどこか予算がありますか。款項目がちょっと分かんので。

[発言する者あり]

濱崎國治委員長

予算はないけどバンクはこっちが担当するそうです。

予算ないんですよ。

中面幸人委員

ちょっといい機会ですから、委員長の許可をいただいて。

濱崎國治委員長

手短に。

中面幸人委員

手短にいきます。空き家バンクについてですね、例えば、空き家バンクをホームページに載せてありますけれども、若干少ないなというふうに思っています。これは言わば持ち主が登録しないと載せられないわけであって、なぜ載せられないかというのはですね、例えば親が亡くなって、子供が都会におって、家財道具が残ってるんですね、仏壇とか。それなんかの始末があるからなかなか空き家は、例えば賃借とか、売るとかできないと思うんですよ。だから私は家財道具の処理をですね、少し企画課のほうで処理についての補助はできないのかなと。処理すれば空き家バンクに登録されると思うんですよ。というのはですね、委員会で、議員と語る会でですね、前も言ったと思うんですが、高知県から阿久根で農業をしたいと。阿久根で空き家を60軒見つけて回ったけど60軒とも駄目だったというのがあったものだから、そこには家財道具が中に入ってるからというのがあると思うんですよ。これがしっかりと処理できればですね、登録すると思うんです。ちょっとこの辺を検討してもらえませんかという話でした。

[発言する者あり]

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

44ページのね、2款1項8目企画費18節補助金、地域おこし隊起業支援事業100万円ですが、これはもっと具体的に教えてください。

山下企画調整課長

地域おこし協力隊の企業支援についてでございますが、地域おこし協力隊の企業支援につきましては、協力隊の任期中、または任期終了の日から起算して全1年以内に市内において起業、事業を起こそうとする方に事業に関する経費を支援する制度でございます。1人100万円を上限として特別交付税措置をされるものでございます。具体的には起業の経費として設備費であるとか、備品費であるとか、こういったものが対象になりますけれども、起業をされる場合に支援を行うと、こういう趣旨の補助金でございます。

山田勝委員

それではね、地域おこし協力隊が今まで何人も来てるんだけど、阿久根市に何人今までこういうお金をね、出した人が、阿久根市に居住したいという人がいるの。

山下企画調整課長

これまで地域おこし協力隊の任期を終えた隊員の中で、定住されてらっしゃる方は3人いらっしゃいます。3人のうちお二人がこの起業支援補助を受けてらっしゃいます。

山田勝委員

私はね、地域おこし協力隊員が何人も来て、阿久根で仕事をやりたいと思っている人が何人もいたように思うんですが、こういう方々に仕事をされれば支援しますよではなくてですよ、そういう方々が居住しやすいように、ちゃんと家を見つかったり、空き家を見つけてしてくれていたの今までちゅうのを言いたいです。

山下企画調整課長

活動に関する処遇等については、それぞれ、例えばこちらでお住まいをお借りになったりとか、それぞれの状況に合わせて活動拠点を設けてらっしゃると思っております。それから、具体的な活動については、現在、4人の方が観光関係の業務で活動されてらっしゃいますけれども、定期的に意見交換を行って、いろいろと活動に当たっての問題等、あるいは阿久根市の課題等について感じてらっしゃること等を協議を行ってきているところでございます。

山田勝委員

たらたらたらたらしゃべればね、それで仕事は済んだよね、あんたたちは。でも、現実にはね、例えば、今回、阿久根に残るといふ人は私もよく知ってる人だけだね、例えばですよ、あなたが方がもっと空き家バンクで家をちゃんと準備しとったりしとったらね、もっと多くの方がいると思うよ。もう終わるから言わないけど、今回ね、こうして協力隊の人がね、やってくれる、すごいことですよ。今まで何十人という人が来たけど、しない、協力しない。それはね、あんたには私の心は、気持ちは分からんだろうから、もういいけど。でも、今回、こういう具合にしてね、起業してくれる人が出てきていいと思いますよ。これから先何とかね、もっともっと阿久根に居住してくれるように、私たちも頑張らないかん、目を光らせないかんと思います。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

やっぱり同じ2項8目企画費の中ですね、移住支援交付事業と、こういうのがあるんですが、この1,600万円の使い道は分かっているんですか。

濱崎國治委員長

160万円。

山田勝委員

失礼いたしました。160万円の。

山下企画調整課長

この移住支援金交付事業は、東京県内から阿久根市に移住し、鹿児島県が運営するマッチングサイトに移住支援金対象企業として掲載された企業に就職された方に対して支給をする

ものでございます。単身の場合が60万円、世帯の場合が100万円。サイトに登録された阿久根市の企業等に東京から来られた方が就職された場合に、このような補助を行うという制度でございます。

山田勝委員

あなたの見積もりからすればですね、世帯とあと1人という計算ですけどね、現実にもそういう見込みがあるんですか。それとも見込みはないんですか。

山下企画調整課長

これは国の地方創生推進交付金を活用して行うものでございます。過去にもこの事業を実施しておりますけれども、これまでこの要件に該当する方はいらっしゃいませんでした。今回、この交付金の充当として単身で60万円、世帯で100万円を見込んでいますところでございますが、過去の実績等はございません。

山田勝委員

見込みはないけれども、今回は予算化したちゅうわけですか。あなたは先ほど空き家対策についてはあなたのところでしてるけど、見込みもないから予算計上もしなかった。でもこれは見込みはないけどしたというその差はなんですか。

山下企画調整課長

空き家については空き家バンクの登録は予算を伴うものではございませんので、予算としては計上しておりません。この事業についてはこれまでの実績はございませんが、仮にこのような対象の方がいらっしゃった場合には、このような支援が必要でありますので、予算として計上したということでございます。

山田勝委員

どちらもね、必要ない。努力したか、せんかの話。空家バンクについても、具体的にどんな努力をしたのって。あるいは、今回のね、この予算について予算は上げたけど該当者はいなかった。だらだらと何年も予算を上げてただけの話。具体的に成果が上がらないとね、せんほうがいいですよ。成果が上がる仕事をしてくれないと困るから言うんですよ。果実がないと、実績がこう上がりました。実績を上げるためにどんな努力をしたのというだけの話。

山下企画調整課長

この事業につきましては、要件が東京圏からこちらに転入をして一定の企業に就職した場合の補助ということでございますので、要件が幾つかございます。必ずしもその要件に該当した方がおいでにならない場合もあると思います。ただ、このような事業については、例えば転入の際にこういった事業がありますとか、ホームページの中でもこのような紹介をしているところがございます。対象になる方がいた場合にはすぐに対応できるように予算として計上しているということでございます。

山田勝委員

私はあんたが言うのもできないので。どんな努力をしたのというのはね、例えば、自分の子供がこちらに帰ってきたい。どこの会社にいるけど帰ってきたいという人もいるんだよね。それには何でかつたら、こういう補助金がありますよという、阿久根市民に教えることが大事なんですよ。阿久根市民の人には何も教えないで、こういうのがあります、うちのものがあるのがありますよという、したばっかいい仕事だけではいかんから、具体的にどんな努力をしたかったって、はっきり言ってごらん。市民にはどれくらい、どういう形で市民の皆さん方にはPRしたの。

山下企画調整課長

この事業は都市圏からおいでになる方に対して補助金を交付しようとするものでございますので、対象が市民の方というよりも市外の方ということでございます。したがって制度として設けて、ホームページ等ではお知らせしているところがございます。また、空き家バンクについても、この中に予算としてはこの中に持っておりませんが、広報等に掲載するとか、あるいはホームページ等で掲載するとか、不動産の方々と意見交換して情報収集す

るとか、こういった形の取組を行ってきたところでございます。

山田勝委員

そんならね、あなたに聞くけどね、阿久根市民の方々がうちの息子も帰ってきたいというんだが、こういう会社にいるんだがという方々はね、対象にならないの。

山下企画調整課長

親族の方で、仮にそう方がいらっしゃって、要件に該当すれば対象となる可能性はあると思います。

山田勝委員

私が言うのはね、そういうことで市外の人を、阿久根市でない人を連れて帰ってくるちゃうのは難しいから、例えば、昨日、白石議員も言っとったじゃないですか。阿久根出身の方、阿久根市の関係の方というのが非常に可能性がある。だから、阿久根市民にもやはり教えて、うちの子供たちも帰ってきたらいいかなというような方法をね、考えることも一つだよって。何もしない、したことたしたばっかい、成果は一つも上がらない。普通ね、農家も魚捕りも仕事したばっかい、成果が上がらないと死なないかんたっど。したばっかいでできるのはあんたたちだけ。終わり。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱門明典委員

今の件についてですね、実際に東京圏内からということなんですけど、ほかの府県から来たのは対象にならないんですか。

山下企画調整課長

移住支援金の対象となる方については、住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していた方、または東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県などの地域に在住し、こういった条件地域以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた方、こういった方々が基本的には対象となっているところでございます。

濱門明典委員

私が知ってる人で、昨年かね、親子で阿久根に帰ってきたんですよ。それで勤め先が高尾野かどっかだったと思うんですが、そういう人というのは市民税、所得税というのも阿久根市に入るわけなんですけども、阿久根の企業に勤めないとこの対象にならないというのがですね、ちょっと心が狭いんじゃないかと思うんですが、どうですか。

山下企画調整課長

条件としてですね、県が運営するマッチングサイトに掲載されている企業。具体的には、例えば、このサイトに企業から掲載しますよという要望があって、実際に登録された企業、そういった企業に就職をされた場合に対象となるということでございます。仮に今、委員からお話のあった高尾野の企業がこういう登録がされていない場合には対象とはならないということでございます。

濱門明典委員

その方は、介護施設かなんかに入られてるんですよ。東京から帰ってこられて、親子4人で帰ってきて、今、赤瀬川に住んでるんですが、そこらというのが私も、規約というかな、そういうのがあるのはちょっと分かんないんですけども。そこらんとこはですね、マッチングすれば支払いの対象になるということですね、県のあれで。登録企業であれば、それは高尾野に勤めようが、どこに勤めようがいいということなんですね。はい、分かりました。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

今の関連なんですけどね、例えば、もちろん鹿児島県の登録企業だということだけど、登録企業というのは、例えば福祉、介護施設、医療施設は入らないの、企業には。

山下企画調整課長

企業の具体的な制限等については、今、委員が言われた施設を制限するような内容にはなっていないと思います。

山田勝委員

そしたらね、私は、今、田舎に帰ってきて、介護施設あるいは病院、そういうところでね、人がいないんだよな。だから、今さっき、濱門議員の言う話を聞いた時に、東京から帰ってきて阿久根に住んですよ、高尾野に介護施設があるんだって言うのであったら、もっとね、阿久根市内のそういう施設にもお願いをして、サイトに載せてもらうように努力する必要があるよ。だからそういう努力をしたことがあるの。担当係長が語れ。あんた、いちいちいち後ろを聞くな。

山下企画調整課長

この制度つくる際に、会議所等にもこのような御案内はさせていただきました。具体的にはこういった制度があるので、企業としては登録を御活用いただけませんか、このような御案内はさせていただいたところでございます。

山田勝委員

あなたの範囲だな、これが。会議所に言って終わり。世の中が今どういう動きになっているのか。会社にもね、そういう介護施設に帰ってきてする人のほうが多いんだよ。そういうのをね、会議所のって、あなたたちの仕事ですよ。企画調整課ですよ、企画課。阿久根市の頭脳集団で、あなたたちの仕事をね、そういう対象になるんだったら、あなた方の仕事をしないからこういう、後で後悔するんだよ。阿久根に幾らありますか、介護施設。大きな病院もひっくるめて。それが対象になると言うんだったらね、あんたたちが行って、載せていただいている。そこまでしないとね、話にならんですよ。私ならするな。

〔発言する者あり〕

だまっとってください。国の制度を私は言ってるじゃないですか。

山下企画調整課長

企業の登録につきましては、私どもも市のホームページにも、もちろん県のホームページにもこの情報は載っておりますけれども、さらにどのような周知が可能なのか、今後考えてまいりたいと思っております。

山田勝委員

そういうことでね、それも入るよっちゅうから言うんですよ。入りません、企業じゃないですからって言えばね、言わない。ところが入ると言うんだったらね、今の世の中の趨勢というのをちゃんとあんたたちが見極めないということなんですよ。高尾野に。それは何も勤務先だけじゃないです。居住地もはってきますよ、どこでも。以上。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、税務課入室)

濱崎國治委員長

次に、税務課所管の事項について審査に入ります。

税務課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第18号中、税務課の所管する事項について御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたします。予算書の51ページをお開きください。

第2款総務費2項1目税務総務費については、内訳の主なものは職員12人分の人件費が主なものであり、次に、2目賦課徴収費について、1節報酬は会計年度任用職員への報酬であり、8節旅費は、市外出張徴収・搜索、研修会参加などの旅費であります。10節需用費は、税務関係法令書籍追録購入費や納税通知書、納付書、窓あき封筒などの印刷費用が主なものであります。11節役務費は、郵便料、電話料、金融機関収納手数料及び預貯金調査金融機関手数料などが主なものであります。

次に、52ページに入ります。12節委託料は、令和3年度標準宅地時点修正率算定業務にかかる委託料であります。13節使用料及び賃借料は、電子申告、年金特別徴収及び国税連携に係る地方税電子申告支援サービス使用料と、軽自動車検査情報提供サービス利用料が主なものであります。18節負担金補助及び交付金の内訳は、出水たばこ販売協同組合たばこ消費事業に対する負担金、地方税共同機構の運営負担金、鹿児島県が徴収する軽自動車税環境性能割に対する徴収取扱費を見込み計上し、固定資産評価専門研修等の受講料としての負担金、会議出席負担金、阿久根市青色申告会への運営費等補助金であります。22節償還金利子及び割引料は、法人市民税の確定申告による予定納税分等の過納金の還付金及びその加算金などであります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入予算の主なものを御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

まず、市税の総括的なことから御説明いたします。市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の5税目で、令和2年度収入見込額等から計上しました。令和3年度の総額は前年度に比べ1.21%、2,247万3,000円の減で、歳入総額に占める構成比率は前年度より1.32ポイント増、16.13%であります。

それでは税目ごとに御説明いたします。

13ページをお開きください。1款市税1項市民税1目個人は、前年度に比べ154万5,000円の減であります。減額の主な理由は、納税義務者数及び所得の減少見込によるものであります。2目法人は、前年度に比べ328万7,000円の減で見込み計上しました。次に、2項固定資産税のうち、土地、家屋、償却資産に係る純固定資産税である1目固定資産税は、前年度に比べ329万円の増であります。土地の価格については、下落傾向であり、家屋についても極端な新築増が見込まれていないことから、土地、家屋に対しての税調定額の増加は見込めないところでありますが、太陽光発電施設の増加による償却資産についての税収増加を見込んだところであります。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度に比べ3万2,000円の増と見込んでおります。3項軽自動車税は、前年度に比べ355万9,000円の増額を見込んでおります。4項市たばこ税は、令和元年度実績及び令和2年度見込から推計したもので、前年度当初予算と比べ2,422万6,000円の減を見込んでおります。

次に、14ページをお開きください。6項入湯税は、宿泊・休憩者合せて入湯客数を3,199人ほど見込み、前年度と比較し29万6,000円の減を見込んでおります。第3款利子割交付金は、前年度と同額を見込み計上しました。第4款配当割交付金も前年度と同額で見込み計上しました。

15ページをお開きください。第5款株式等譲渡所得割交付金も、前年度と同額で見込み計上しました。第6款法人事業税交付金は、県からの資料を基に見込み計上したものです。前年度当初予算と比べ1,100万円の増を見込んでおります。

次に、19ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料2節徴税手数料は、納税証明など各種証明書手数料及び市税督促手数料を見込み計上しました。

次に、25ページをお開きください。

第15款県支出金3項委託金1目総務費委託金2節徴税費委託金は、市が個人県民税の賦課徴収に係る事務を行うための徴収取扱費として、県から市に交付されるものであり、見込み計上したものです。

次に、29ページをお開きください。第20款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目延滞金については、見込み計上したものです。

次に、30ページの5項4目20節雑入は、一番上の雇用保険料の一部に税務課雇用の会計年度任用職員分、31ページの中ほどのコピー使用料の一部、32ページの上から4番目の封筒広告料が税務課所管の主なものであります。

歳入の主なものについての説明は以上のとおりであります。

貴重な自主財源である市税の収入率向上のために、ひきつづき給与・預貯金調査などの財産調査の強化、搜索・差押え等の滞納処分の徹底と、令和3年度は、市県民税の滞納繰越分の徴収強化を図るため、県の直接徴収による事務引継ぎを行い、市県民税の徴収の徹底を図ります。あわせて、公平・公正な課税により、納税者の方々の理解を得ることに努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

税務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑ありますか。

〔発言する者あり〕

あるということですので、ここで暫時休憩して、続きは午後からにしたいと思います。

（休憩 12:02～13:00）

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

議事を継続いたします。

質疑はありませんか。

白石純一委員

13ページの1款1項1目及び2目。来年度の予算が前年度、つまり今年度と比べて個人税でこれだけ法人税でこれだけ減ということですが、その前の年、つまり昨年度と今年度の比較も教えていただけますか。

新町税務課長

白石委員にお答えいたします。

令和元年度（平成31年度）の個人市民税についての当初予算額ですけれども、5億8,516万7,000円が当初予算額になりまして、令和2年度がこちらの予算書に記載のとおり5億7,201万となります。減額としましては1,315万7,000円、割合としては2.25%の減ですね。

令和2年度から令和3年度の減額としまして、こちらに記載のとおり154万5,000円、割合として0.27%の減になります。

法人につきましては令和元年度の当初予算額で言いますと1億651万4,000円。令和2年度と比較いたしまして1,800万6,000円の減で、16.90%の減になります。

令和3年度と令和2年度と比較いたしまして、328万7,000円の減になりまして、3.71%の減の予算で計上しております。

白石純一委員

私はですね、新年度の税額ほうがコロナ等の影響で落ちてくるのかなと思ったのですけれどもそうではないようですので、コロナの影響はこの市民税に関してはあまり見られなかったという理解でよろしいですか。

新町税務課長

新年度、これは当初予算のベースになってくるのですけれども、市県民税につきましては今ちょうど申告中でございますので、決定するのが6月になります。一応この当初予算の計

上に対しては納税義務者の減、あとコロナウイルス関係で見積もったところ5%の所得の減額で計上しております。

法人市民税につきましては、ちょうど事業年度が令和元年10月からの事業年度。確定申告で言いますと令和2年11月分の提出分から税率が12.1%から8.4%に減額になってきていると。今年度につきましては11月分からが減額の対象になってくるのですけれども、来年度につきましては4月からもずっと8.4%の減になってくるということで、こちらのほうにつきましては景気回復も鈍いと思われますので、大体13%の減で計上のほうは行っている状況でございます。実際には申告をしてからでないと、はっきりした数字の把握は難しいところでございます。以上です。

〔白石純一委員「了解」と呼ぶ〕

山田勝委員

歳入の固定資産税についてお尋ねします。

濱崎國治委員長

13ページでいいのですか。

山田勝委員

1款2項固定資産税。この滞納処分とか調定見込額とあるんですが、例えば市内の家屋及び宅地についての調定はしているんですが、どうしても、もう何年も取れない税金ってありますか。

中尾税務課長補佐

滞納繰越分につきましては、これまでも毎年、滞納繰越をしている状況でありまして、それに併せて未納となっている者につきましては生活状況等を調査しまして、不能欠損等という対応の処理はさせていただいているところでございます。

山田勝委員

何でこういう話をするかと言いますとね、市内にはたくさん廃屋があるのだけれども、税金を通達しても払ってもらえない。払ってもらえないところよりも連絡しても連絡もしてくれないというような場所もあると思うのですが、そういうのはどうしているの。

湯田固定資産税係長

所有者が判明している段階で相続人等の調査を行いまして、そちらのほうに届かないものについては公示送達というものを行っております。

山田勝委員

問題は取れるか取れないかなんですが、あなたたちが努力したとおり成果が上がっているの。

中尾税務課長補佐

ここ数年、市税等の徴収率が悪かったということがありましたけれど、近年、令和元年度から令和2年度に向けては大分滞納繰越分の徴収率というのは上がっている状況ではございます。

山田勝委員

もう一度。はっきり分からなかった最後のほうが。滞納繰越分の何が。

中尾税務課長補佐

滞納繰越分につきましても、ここ2年は徴収率が上がってきております。ちゃんと取れて、ある程度は確保できるものは確保しております。

山田勝委員

上がってきているということは非常にいいことだけど、でもどうしても私はね、これだけ空き家が出てきて、連絡してなんとかなるところはいいけど、連絡しても連絡したばかりというところはないですか。返答がない。

中尾税務課長補佐

議員の言われる中でありますけれども、廃屋や廃屋ではないけれど管理ができていない固

定資産税という部分についてはですね、どうしても滞納繰越という形は出てくると思います。ただ、先ほど固定資産税係長からも御説明がありましたとおり、相続人を明確にしまして、そこに必ず通知をするように手続を現状進めておりますので、なるべくは取れないということとはしないように我々は努力しております。

山田勝委員

何でこういうことを言うかという危険家屋が多いんだよな。危険家屋も多いんだけど、私も知っているところが何軒もあるから言っているんですよ。危険家屋をどうしても、連絡がつかないともうできないというところもあるじゃないですか。あなた方は努力してなんとか徴収率が上がっているというけれど、現実には危険家屋がたくさん出てきてどうしようもない。個人の財産だからどうしようもないというところがあるからこういう話をするわけで。だから、やっぱりその付近ははっきりものを申さないといけないと思うよ。はっきりものを言わないと。努力しております、あるいは少しは上がっておりますというのではなくて、やはり数字をぱっと上げて具体的な話をしなければ進んでいけないと思う。前に進まないと思うのだが、どう思いますか。見解を教えてください、あとはもういいです。

新町税務課長

危険家屋については、担当課が総務課の危機管理になっておりますので、そちらのほうと連携して、今のところ危険家屋と見なされた分については税務課ほうでも把握ができるのですけれども、それ以外についても4月当初課税したときにそういう文書も同封して確認はしているのですけれども、なかなかその進捗がうまくいかない部分があると思います。ただその部分で担当部署とこれから連携を取りながら行っていくといけないのではないかなというふうには考えておりますので、その辺についても今後、検討する段階ではあるかと思っております。

山田勝委員

ちょっと聞き取れなかったですが、さっきですね。あなた方が不在者のね、空き家、あるいは危険家屋等についても固定資産税を通知したとしてもですよ、通知しましたよ、でも通知したけれども先方から何か言ってきたかとか出しっぱなしとかいうところが何軒ぐらいありますかって。

濱崎國治委員長

資料がなければいくら探してもないよ。

山田勝委員

後でいいよ。後でいいけど、それもやっぱり知りたい。あわせてね、不能欠損をするじゃないですか。5年なら5年、賦課したけれどももう連絡がつかないから不能欠損処分しました。そういう不能欠損処分をした市税というのは幾らぐらいあるの。累計としてはかなりの額だと思うのだが、累計が分かったら教えてください。

中尾税務課長補佐

令和2年度についてはまだ不能欠損はしておりませんので、令和元年度における不能欠損状況を御説明させていただきます。

固定資産税につきましては、人数としましては313人。件数としまして993件。不能欠損額は1,153万890円となっております。

山田勝委員

よく分かりました。よく分かりましたけれど、これは阿久根市の歳入ではなくて当然入ってくるべきものが入ってこないということですよ。了解です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、税務課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(税務課退室、市民環境課入室)

濱崎國治委員長

次に、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

市民環境課長の説明を求めます。

牧尾市民環境課長

議案第18号中、市民環境課、三笠支所、大川出張所の所管する事項について御説明いたします。

まず歳出ですが、予算書の46ページをお開きください。2款1項15目18節負担金、補助及び交付金につきましては、鹿児島県防衛協会負担金であります。引き続き自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所及び募集相談員と連携を図りながら募集広報活動に協力してまいります。

52ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は7,278万6,000円であり、前年比1,734万円の増額であります。主な増額は、マイナンバーカード交付円滑化推進計画のため、会計年度任用職員の1名増によるもの及び18節負担金、補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務交付金であります。

63ページをお開きください。3款1項4目国民年金費は812万1,000円であり、前年比5万7,000円の減額であります。

74ページをお開きいただき、75ページにかけて御覧ください。4款1項3目予防費であります。令和元年度から狂犬病予防事業を市民環境課で事業実施しており、その予算は、16万7,000円であります。内訳としましては、10節需用費の6万8,000円、畜犬登録ステッカー及び狂犬病予防注射済票作成費であります。また、11節役務費は9万9,000円であり、予防注射通知等の郵便料であります。次に、4目環境衛生費は6,190万4,000円で、前年比2,366万6,000円の増額であり、主な増額は小型合併処理浄化槽設置整備事業の制度見直しに伴うものであります。この制度見直しについては、本来の目的である汚水処理人口普及率の向上を図るために、浄化槽法により設置義務が定められている新築分の設置に伴う補助を廃止し、環境への負荷が大きい単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換分への補助を強化しようとするものであります。なお、令和3年度は経過措置として、令和2年度中に浄化槽設置届出書または浄化槽審査書を受理したものについては、新築分の設置についても従前の補助を実施いたします。11節役務費の主なものは、6集落の共同水道において実施する水質検査料であります。5目公害対策費の主なものは、12節委託料であり、市内の19河川、27か所について、水質検査業務委託と騒音規制法に基づき実施する自動車騒音常時監視調査業務の2件であります。令和3年度は県道阿久根東郷線沿いのポイントを予定しております。

76ページをお開きください。7目葬斎場管理費、9,149万4,000円であります。前年度と比較しますと5,218万5,000円の増額であり、その主なものといたしましては、14節工事請負費の葬斎場長寿命化改修であり、これは、葬斎場個別施設計画をもとに策定された葬斎場長寿命化計画に基づき火葬炉1基の改修を行うものであります。

77ページを御覧ください。4款2項1目清掃総務費であります。主なものは18節負担金、補助及び交付金であり、循環型社会形成推進助成金として、資源ごみの売り上げの一部30%を上限として各区に対し、交付するものであります。また、地域色づくり事業は、自治会で実施するごみステーションの新規設置及び修繕に対する補助であります。次に、2目塵芥処理費は、2億6,460万1,000円で、前年比5億4,330万1,000円の減額であります。減額の主なものは、新焼却場建設が完了したことに伴う北薩広域行政事務組合への負担金の減であります。7節報償費は、分別収集の指導立会いなどをしていただく環境美化推進員に対する謝金で、1ステーション当たり月額2,500円の109か所分と同推進員119名の研修時の出会謝金であります。10節需用費は、8種類の指定ごみ袋の購入費が主なものであります。12節委託料

は、古着・古布リサイクル再商品化業務ほか、78ページにかけての計9件の業務委託料であります。特に、生ごみ堆肥化事業につきましては、可燃物の環境センターへの搬入量が事業実施前の平成25年度と令和元年度を比較しますと約1,223トン、17.9%削減されておりますことからごみ減量化に顕著な成果をあげているところであり、引き続き取組の強化を図るとともに生ごみ堆肥を市民に積極的に活用していただく啓発活動にも努めてまいりたいと考えております。

78ページの18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。内訳としては、塵芥処理費の環境センター可燃物分が、8,640万4,000円で、リサイクル処理費の不燃物・粗大ごみ分が1,760万1,000円であります。次に、3目し尿処理費の5,315万2,000円も、北薩広域行政事務組合に対する負担金であります。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

17ページにお戻りください。13款1項3目衛生使用料1節保健衛生使用料のうち、当課所管分は、墓地等占用料と葬斎場使用料であります。

19ページをお開きください。13款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍謄抄本を初めとする諸証明、印鑑証明及び住民票等の交付手数料であります。3目1節保健衛生手数料は、狂犬病予防注射済票の交付手数料650頭分及び畜犬登録手数料40頭分であります。2節清掃手数料は、8種類の市の指定ごみ袋の一般廃棄物処理手数料であります。

21ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は2件であり、社会保障・税番号制度システム整備費のうち当課所管分の210万1,000円と個人番号カード交付事業費であります。3目1節保健衛生費補助金のうち当課所管分は1件で、小型合併処理浄化槽設置整備事業費であります。新たな制度設計のもと想定しております単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換分及び経過措置分としての新築分並びに単独処理浄化槽の撤去を含む70基分と番所丘公園分に係る2分の1の国庫補助金であります。

22ページをお開きください。14款3項1目総務費委託金は、1節総務管理費委託金の自衛官募集事務費及び2節戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費であり、2目民生費委託金は1節社会福祉費委託金の年金等の事務に係る国民年金事務費であります。

24ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、当課所管分は2件であり、小型合併処理浄化槽設置整備事業費及び環境保全対策事業費であります。小型合併処理浄化槽設置整備事業費については、単独浄化槽撤去を含む50基分であり、環境保全対策事業費につきましては、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る補助金であります。なお、この事業の補助率は8割であります。

25ページを御覧ください。15款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務費他2件であります。

26ページをお開きください。3目1節保健衛生費委託金は、市町村権限移譲交付金であり、当課所管分は小型合併処理浄化槽設置等の届出受理など4件の38万8,000円であります。

31ページをお開きください。20款5項4目20節雑入のうち主なものは、まず、下から8行目、資源ごみ有価物売払代は、アルミ缶、スチール缶、段ボール、新聞等及びトレイの売払い代金を見込み計上したものであります。

32ページをお開きください。11行目の有償入札拠出金は、ペットボトルの売払い代金を見込み計上したものであります。

33ページを御覧ください。21款1項3目1節保健衛生債は小型合併処理浄化槽設置事業債他2件であり、全て過疎債を借り入れるものであります。

次に、三笠支所・大川出張所分について、歳出から主なものについて御説明いたします。

44ページをお開きいただき、45ページにかけて御覧ください。2款1項9目支所及び出張所費であります。11節役務費は主に電話料であります。17節備品購入費は、三笠支所において新たに卓上固定電話機3機を購入するものであります。

次に歳入について御説明いたします。

19ページにお戻りください。13款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍謄抄本を初めとする諸証明、印鑑証明及び住民票の写し等の交付手数料であります。

以上で、説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

市民環境課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

76ページ、4款1項7目14節の工事請負費。火葬炉1基の工事ということですが、教えてください。

私のイメージでは、火葬炉というのは基本的に炉自体は既製品があつて、それをつなぎこんだり、あるいは化粧を施したりというような工事というイメージがあつたのですが、したがって、火葬炉の設備の更新というイメージだったのですが、これを見ると長寿命化改修ということで、長寿命化というと耐震であつたり外装のコーティングだとか、そういうイメージだったのですが、これも長寿命化の改修になるのですか。設備更新というようなイメージだったので、ちょっとその辺がうまく結びつかないのですがいかがでしょうか。

牧尾市民環境課長

長寿命化計画に基づきまして年次的に施設の整備等を行ってまいります。来年度は3基ある炉のうち1基を、劣化の激しい1基を先んじて改修をするというものでございます。以上です。

白石純一委員

炉自体は既製品ということでもいいのですか。

牧尾市民環境課長

炉そのものは既製品でございますが、それに付随する様々な付帯工事等が発生してまいりますので、その分の予算計上でございます。以上です。

白石純一委員

そうすると、こういった設備の定期的な更新、例えば20年置きに大きな機械設備だったら更新するという場合には、これも役所で言う長寿命化ということで規定しているという理解でよろしいのですか。

牧尾市民環境課長

委員のおっしゃるとおりでございます。繰り返しになるかもしれませんが、来年度は炉の改修。今年度屋根等も改修しておりますけれども、先ほど申しましたように、年次的に計画的に施設のハード面の整備を行ってまいりますということでございます。以上です。

〔白石純一委員「了解」と呼ぶ〕

牟田学委員

75ページの4款1項4目18節の負担金、補助及び交付金ですが、この小型合併浄化槽設置整備事業について、今年度は単独層が何基、先ほど歳入で50基とか言われましたけれど、くみ取りを何基ぐらい予定しているのですか。

牧尾市民環境課長

3年度の見込みでよろしいでしょうか。

〔牟田学委員「はい」と呼ぶ〕

5人槽が38基、7人槽が8基、10人槽が4基。それと別途、単独層については撤去費用まで見込んでおります。以上です。

牟田学委員

撤去費は9万でしたかね。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおりで撤去費が9万円です。先ほど申し上げませんでしたけれども、宅内配管分を50基見込んでおりまして、宅内配管費用も15万円の補助を予定しております。以上で

す。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、市民環境課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(市民環境課 退室)

濱崎國治委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査の予定では市民環境課まで行うこととしておりましたが、この際、明日の審査予定である課まで行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、審査を継続することといたします。

それでは、福祉課の入室をお願いします。

(福祉課 入室)

濱崎國治委員長

次に、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

中野福祉課長

議案第18号中、福祉課の所管する事項について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

58ページをお開きください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費は、前年度より4,951万円の減額であります。これは、健康増進課所管分の27節繰出金の減額が主な要因であります。

59ページに入り、12節委託料は、社会福祉法人の監査業務において専門性を要する分野に外部機関のノウハウを活用して、指導監査機能の強化を図るためのコンサルティング業務委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会への運営補助金ほか、説明欄に記載の各種団体等への運営費負担金及び補助金であります。2目心身障がい者福祉費は、前年度より9,224万円の増額となっており、これは、障がい者福祉サービスに係る扶助費の増額が主な要因でございます。

60ページに入り、12節委託料は、就学前児童の療育を行う子ども発達支援センターこじかの指定管理業務費や、障がい者の困りごと相談や自立した生活へ向けての支援を行う地域活動支援センター事業など8件分の事業委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載の障がい者団体等への運営費負担金及び補助金であり、61ページに記載の若年末期がん患者療養支援事業費補助金も昨年度に引き続き計上いたしました。19節扶助費は、説明欄に記載の障がい者の各福祉サービス利用に係る費用であり、前年度より約9,400万円余りの増額となっており、8行目の生活介護費及び13行目就労継続支援費、下から3行目の障がい児通所支援費などが増加しているところでございます。

次に、64ページをお願いいたします。64ページ、下のほうになります。2項1目児童福祉総務費は、前年度より2,057万円の減額となっており、これは本年度実施した保育所緊急整備事業が、令和3年度は予定されていないことから減額となったものです。

65ページに入り、7節報償費は、出生祝い商品券給付事業に係る費用が主なものであり、令和2年度から出生児1人に対し一律10万円分の商品券を支給しており、令和3年度は100

人分を計上いたしました。

66ページに入り、19節扶助費は、ひとり親家庭の支援に対する事業費を計上しており、このうち子ども医療費助成については、令和3年4月から住民税非課税世帯の高校生までの窓口負担が無償化されることとなります。2目児童措置費は児童手当分であり、前年度より577万円の減額となっております。次に、3目保育所費は、みなみ保育園の運営費であり、67ページの12節委託料は、みなみ保育園の施設管理及び維持に係る経費を計上いたしました。

次に、68ページに移り、4目児童館費は、放課後児童クラブの運営経費が主なものであり、13節使用料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料を、18節負担金、補助及び交付金は、市内の10か所の放課後児童クラブについて、国の交付金による新型コロナウイルス感染防止のためのマスクや消毒液などの購入経費に対する補助金を計上いたしました。5目保育施設運営費は、市内の保育所、認定こども園の保育施設運営に係る経費が主なものであり、69ページに入り、12節委託料は、子育て世代の親子の交流と育児支援を目的に、おりた保育園で実施する地域子育て支援センターの運営委託料であります。また、18節負担金、補助及び交付金の保育対策等促進事業は、各保育園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であり、児童館費と同様に国の交付金による新型コロナウイルス感染防止のための消耗品等の購入経費に対する補助金を計上いたしました。さらに、19節扶助費は、市内の私立保育園5園、認定こども園2園及び今後も継続して広域入所が見込まれる市外保育園等に対する保育所運営費が主なものであります。次に、3項1目生活保護総務費は、生活保護措置に係る経費であり、7節報償費は、経済的理由から学習環境面での悩みを抱える世帯の子どもを対象に、学習習慣の定着と学力向上を支援する子どもの学習支援事業に係る講師謝金を計上いたしました。

70ページに入り、12節委託料の生活困窮者自立相談支援事業は、生活に関する悩み事の相談や就労へ向けた支援など、自立に向けての包括的な支援を行うものであります。2目扶助費は生活保護受給者に対する扶助費であり、総額は前年度と比べ189万円の減額となっておりますが、介護扶助費については、前年度より約93万円の増額となっているところです。なお、保護世帯及び保護者数は、昨年3月末は126世帯、165人でしたが、本年2月末現在は、131世帯、165人となっており、世帯数において5世帯の増加となっております。4項1目災害救助費19扶助費は、災害救助法に基づく災害見舞金であり、大規模な自然災害等により、世帯の生計維持者が死亡した場合の災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合の災害障害見舞金として250万円を支給するものです。また、単独事業分として、死亡見舞等、住家の全焼・流失・全壊・半焼等に対する見舞金を計上いたしました。

次に、139ページをお開きください。第13款諸支出金1項1目災害援護資金貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合に、世帯主が重症を負った場合や、住居の全半壊等があった場合、申込みにより貸付を行うものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金2節児童福祉負担金の主なものは保育所運営費であり、公立及び私立保育園の入所園児に係る保育料であります。

次に、20ページをお願いいたします。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は、障がい者等各福祉サービスの、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等の、3節児童手当給付費負担金は児童手当の、4節生活保護費負担金は生活保護扶助費の、それぞれの財源となる国庫負担金であり、いずれも歳出の支出額に伴う国庫負担割合に基づく額となっております。

21ページに入り、2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち福祉課所管分は、地域生活支援事業費で日常生活用具給付費用に充てるものであり、2節児童福祉費補助金は、保育園等で一時預かり事業や延長保育事業のほか、ひとり親家庭の資格取得等の支援のための事業費、さらには新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品の購入等に充てるも

のであり、4節生活保護費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費として子供の学習支援事業へ充てる費用を見込みました。

22ページに移り、3項2目民生費委託金のうち福祉課所管分は、2節児童福祉費委託金の特別児童扶養手当事務費であります。第15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、説明欄の下から3行目の保険基盤安定拠出金を除いたものが福祉課所管分であり、主に障がい者自立支援事業に係る介護給付費や訓練等給付費、また児童発達支援事業の各事業に充当するもので、負担割合は4分の1となっております。

23ページに移り、2節児童福祉費負担金は保育所運営費等に、3節児童手当給付費負担金は児童手当に、4節生活保護費負担金は行路病人に対する医療費であります。一つ飛びまして、6節災害救助費負担金は災害見舞金に充てるもので、県の負担率は4分の3でございます。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金では、重度の心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、補助率は2分の1でございます。

次に、24ページ、2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1であり、乳幼児医療費助成事業費は、18歳以下の住民税非課税世帯の児童は自己負担分の全額を、課税世帯の未就学児については自己負担分のうち月額3,000円を超える額の2分の1が補助対象となっております。

次に、26ページをお願いします。3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金は、障害者総合支援法に関する事務、戦没者弔慰金に係る特別給付金等支給事務に係る交付金であり、2節児童福祉費委託金は、母子及び寡婦福祉法に関する事務の市町村権限移譲交付金であります。

27ページになります。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金が福祉課所管分であり、令和2年度末の基金残高見込みは7,249万4,996円であります。

次に、30ページをお願いいたします。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、福祉課所管分は、国保連合会障害児給付費交付金であり、子ども発達支援センターこじかの運営に係る交付金であります。

31ページに入り、説明欄1行目の延長保育事業利用料から、4行目の園児給食費負担金までは、みなみ保育園分の利用料や3歳以上児の給食負担金であります。8行目の相談支援事業他団体負担金及び地域活動支援センター事業他団体負担金は、地域生活支援事業として障がい者の福祉サービス利用の相談や障がい者の日常生活の支援を目的に、長島町と共同で社会福祉法人に委託して実施する事業費について、長島町の負担金分を受け入れるものであります。次に、ページの中ほどから少し下、下から13行目とその下の、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。

次に、33ページをお願いいたします。第21款市債1項2目民生債5節災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時における対応分でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

濱崎國治委員長

福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

つい先日でしたかね、ニュースで、鹿屋市で社会福祉法人の不適切な運営について特別監査をされたというような報道もありましたが、59ページ、3款1項1目12節委託料。指導監査の実施事業コンサルティング業務が予算化されていますが、何か問題があり得ると考えられて指導監査を、これは定期の監査も含まれているのかと思いますが、そうやって特別な監査が必要になったりするときに、このコンサルティング業者に相談する、そしてアドバイスを得るといようなことはできるのですか。

中野福祉課長

本市で行います社会福祉法人への監査については社会福祉法に基づく法人運営、それから事業運営についての指導監査事項を行うということになっております。今、委員がお尋ねの特別な事情の部分については、監査の所管の権限もある県も一緒に入るかというふうに思います。このときには多分、業務上の部分についてはこのコンサルタントが入るということはないと思います。ここの部分については契約書の中で、いわゆる定期の法人運営、事業運営についての委託を行っているというところでございます。ただ、いろんな法人からの提出物、それからいろんな相談がありましたときに、私どももこのコンサルティングには常日頃から意見をお伺いしながら指導を行っているというところでございます。以上です。

白石純一委員

基本的に定期の監査に対するコンサルティングということですが、そういった特別な事情があった際の特別監査等へのコンサルをいただくということは、契約には今入っていないということでありましたら、それを新たにお問い合わせする場合は別途の費用になるということですか。

前田福祉課長補佐

白石委員にお答えします。今、阿久根市のほうでの法人監査というのが、あくまでも法人の運営、これは社会福祉法人の定款に定めがある部分について適正な運営がなされているかということと、あと法人の会計の部分、こちらもしっかりと適切な会計処理がなされているか、そういった部分について監査を行うところなんですけれども、それ以外の例外的な特殊な事情があった際は、法人の指定を行う県のほうからの監査という形になってくるかと思われます。以上です。

白石純一委員

今年度ですね、ある社会福祉法人の利用者の方々から複数、私のほうに相談があって、またその利用者の方は職員の方からも伺った話ということで、こういうことでいいのだろうかという御相談がございました。それについても福祉課にもちょっと相談しましたが、今年度少なくともそういった特別監査はされていないと理解しますので、特に特別に監査をするまでは至っていないと判断されたということによろしいでしょうか。

中野福祉課長

本年度においては特別監査に至るまでの事象というのは発生していないと認識しています。ただ、今御発言がありました事情によってですね、利用者からいろんな事項等についてこちらのほうに申出があった部分については、事実確認という形で市のほうからも出向きましていろんな書類等を見させてもらったという経緯はございます。

濱門明典委員

68ページの3款2項4目12節の委託料、放課後児童健全育成事業の中で、今阿久根市では何か所くらいあるんですね。

中野福祉課長

放課後児童クラブの数につきましては、今10児童クラブでございます。

濱門明典委員

この10事業所で、まあ人数もそれぞれ違うんだと思うんですけれども、基準的なものが、一人当たりどれくらい費用としてかかるのでしょうか。

中野福祉課長

委員にお答えいたします。実はここの積算については各児童クラブの定数と利用人員が違うものですから、一人当たりということでは各クラブで単価が違ってきますので、なかなかそこは明確には申し上げられないところです。ただ、一番定数が多くて児童登録者数も多いところは阿久根児童クラブで、70人の定員に現在77人いるところです。大川児童クラブについては定員20人に対して登録児童数は今6人というような形でございますので、それぞれにおいて指導員が何名いるかでまた委託料が違ってくるという現状があります。今、お1人当たりというようなことになると、6800万を今度の登録児童数351人で単純に割りますと19万6,000円ほどの1人当たりの年間委託料になるという形になります。

濱門明典委員

10事業所でされているのですけれども、大川であつたり阿久根であつたりですね。この事業をされるのに何人からとか、そういうのがあるんですか。

中野福祉課長

上限の部分につきましては定員が決まっていますけれども、曜日によって利用する子供が違いますから登録人員的にはそれより多くなります。ただ、登録人員が1人でもある場合には、この児童クラブについてはその運営は行うという形で、最低のところは設定はしていません。

濱門明典委員

さっき阿久根で77人と言われますけれど、その面倒を見られる先生方というのは何名に1人とか何名以上に何名とかの決まりはあるんですか。

宇都子育て支援係長

放課後児童クラブの指導員の定数については、各児童クラブの部屋の単位ごとになるんですけど、ここに各2人以上という決まりしかありません。ただ、人数の多い阿久根児童クラブ・脇本児童クラブについては、もちろんそれ以上の人数、5、6人で対応してもらっているところです。以上です。

濱門明典委員

人数の多いところにはですね、面倒見てもらって事故やらあつた場合ですね、昨日、みなみ保育園でちょっと救急車が走って来てたもんだから、先生方も慌ててというのをちょっと見たもんだからね、人数的に對して何人という決まりがあるのかなと思ったもんですから。そこらのところはちゃんと把握していただきたいと思います。

木下孝行委員

3款3項1目、生活保護費の中の委託料。生活困窮者自立相談支援事業を委託しているのですが、数値的なもの、相談件数、そういうのが元年度と2年度が分かればちょっと教えてもらえますか。

中野福祉課長

申し訳ありません。元年度の数字が今ちょっと持ち合わせていないのですけれども、令和2年度の延べ相談件数は223件です。そのうち新規の部分では113件、残り110件が継続での相談という形になっております。

木下孝行委員

すみません、もう1回。

中野福祉課長

新規が113件、前年度に引き続いての継続の相談は110件。

〔木下孝行委員「分かりました」と呼ぶ〕

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、福祉課所管の事項について審査を一時中止いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

（福祉課退室）

（休憩 14：04～14：15）

（健康増進課入室）

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

それでは、議案第18号中、健康増進課の所管する事項について御説明いたします。

予算書の59ページをお開きください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、このうち、事業勘定分の内訳は、保険基盤安定分、職員給与費等分、出産育児一時金等分、財政安定化支援事業分、赤字補填を目的とした法定外分であります。対前年度5,232万1,000円の減であります。また、直営診療施設勘定へは、財源不足分を繰り出すものであります。

次に、64ページになります。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、共通経費として広域連合の組織運営に要する広域連合一般会計分、広域連合の人件費などを含めた保険給付の事業に要する広域連合特別会計分であり、負担率は均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%であります。また、後期高齢者広域連合療養給付費は、後期高齢者の療養給付に要する経費の12分の1の額を負担することとされており、対前年度287万6,000円の増であります。27節繰出金は、低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定分と後期高齢者医療特別会計事務費分であります。

次に、71ページをお開きください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、人件費と母子保健事業に係る経費が主なものであり、対前年度548万8,000円の減は、夜間一次救急診療所運営負担金の減が主な要因であります。7節報償費は、1歳6か月児健診のほか、説明欄にある各種健診時における医師等の謝金が多額であり、72ページになります。12節委託料は、在宅当番医制事業や妊婦健診業務、産後2週間と1か月後に行う産婦健康診査等業務の委託料が多額であります。18節負担金、補助及び交付金のうち、病院群輪番制病院事業の補助金は、休日・夜間における入院、手術を要する重症救急患者のための救急医療施設運営費の補助金であり、基準額2,687万5,500円に人口割約24.8%を乗じた額を計上したものであります。また、不妊治療費助成事業については、不妊に悩む夫婦の金銭的、精神的不安の解消を図るため、特定不妊治療費、男性不妊治療、不育治療、一般不妊治療の助成について、年間15万円を上限とし12名分を見込み計上しました。

73ページになります。19節扶助費は、未熟児養育医療費に係る医療の給付分であり、25万円の6名分を見込み計上いたしました。次に、2目健康増進費は、看護師1名の報酬や各種がん検診業務などの12節委託料が多額であり、対前年度537万2,000円の減は、12節委託料の中の第2次あくね元気プランの改定業務委託が終了したことと、がん検診業務委託料の減が多額であります。がん検診業務委託料は、女性がん検診の対象者が少ない年度に当たることから減となったものです。

次に、74ページになります。3目予防費は、予防接種に係るワクチン代の10節需用費とインフルエンザ、高齢者肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎など個別予防接種業務の12節委託料が多額であります。18節負担金補助及び交付金は、18歳以下の子供を対象に実施するインフルエンザ予防接種に対する助成が多額であります。

75ページになります。6目保健センター管理費は、保健センターの維持管理に係る経費であり、光熱水費の10節需用費や76ページになりますが、浄化槽清掃業務などの12節委託料が多額であります。

次に、17ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療費に係る保護者負担金を見込み計上しました。第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち、保健センター土地占用料は、保健センター敷地内にある九電柱の土地占用料であります。

21ページになります。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、平均保険税に保険税軽減被

保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が保険者支援分として国から交付されるものを、見込み計上いたしました。3目衛生費国庫負担金は、未熟児養育医療費に係る国の負担分を見込み計上しました。2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金のうち、子育て世代包括支援センター設置に対する補助金等として、312万6,000円を計上しております。次に、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち疾病予防対策事業費は、緊急風しん対策事業実施に対し基準額の2分の1を、母子保健衛生費は、産後ケア事業及び産婦健康診査事業として基準額の2分の1の額を、それぞれ見込み計上いたしました。

22ページになります。第15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定分として、4分の3の額を見込み計上いたしました。

23ページになります。5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険税軽減分として国民健康保険被保険者の低所得者に対する軽減分の4分の3の額と、保険者支援分として平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の4分の1の額を見込み計上いたしました。3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療費に係る県の負担分を見込み計上いたしました。

次に、24ページになります。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の下から3行目の地域自殺対策強化事業費は、自殺予防事業に対する補助金であり、基準額の2分の1の額を、次に2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金のうち、子育て世代包括支援センター設置に対する補助金等として、312万6,000円を見込み計上しました。3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち、健康増進支援事業費は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る国と県の補助金であり、基準額の3分の1の額を見込み計上いたしました。

次に、26ページになります。3項3目衛生費委託金のうち、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許証等の交付などの事務に係る交付金15万9,000円を見込み計上いたしました。

次に、30ページになります。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、3行目の後期高齢者健診業務広域連合補助金は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用及び訪問指導実施に対する広域連合からの補助金であり、集団健診600名、訪問指導100件分を見込み計上いたしました。

31ページになります。20節雑入の主なものとして、5行目のがん検診費用徴収金は、64歳までの肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診などの検診に係る本人負担分であり、その2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金は、肝炎ウイルス検診と骨粗しょう症検診の本人負担分であり、それぞれ見込み計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

59ページ、3款1項1目27節特別会計繰出金、国民健康保険特別会計3億1,171万1,000円。これが前年より、私の聞き間違いでなければ5,200万余り減というふうに理解しましたが、かなりの大きな減ですけれども、その理由はどういったことなのでしょう。

垂健康増進課長

委員にお答えいたします。この減につきましては、令和5年までの間に毎年2,400万以上の減額をしていくという計画を立てて、最終的にはこの法定外繰出金をゼロにするという計画を立てているところであります。それに合わせて、先日、税務課のほうで保険税の税率改正を提案いただきました。それを基に必要な費用に対しての個人で負担いただく税等を徐々に見直しをしながら、この法定外繰入金を少なくしていくという計画の下で、今のところ昨

年と比較して2,400万以上の減にはなっているところではありますし、ただ年度によってこの繰入れの額は、平均で2,400万ずつ落とすということにはしていますけれども上下しますので、今回は5,232万1,000円の減ということにはなっておりますけれども、主には歳入部分の改善とその他の部分で言うと費用の部分が若干、被保険者が減ってくることによって下がったことなどが影響して、法定外として補填しなければならない部分が下がってくるという考え方であります。

白石純一委員

一番の大きな要因はその税率のアップということによろしいということですね。

〔垂健康増進課長「はい」と呼ぶ〕

分かりました。

次の質問ですが、73ページ、4款1項2目12節の委託料、健康診査業務とがん検診業務、1つ目と3つ目。これはそれぞれ別の日にあるわけですが、これを何とか同じ日に同時にすることはできないのですか。

垂健康増進課長

お答えいたします。できればそうしたいところなんですけれども、まず委託機関が全部の検診を受託できないということ。あと、複数の検診車両を入れるスペースがなかなか確保できないということ。一部大腸がんとか、検体を検出するだけのがん検診などは検診時に実施するようにはしているのですが、今のところ、全体的な総合検診の日にほかの費目のがん検診を入れるというのは、なかなかスペースということと受託機関の問題があって難しいところであります。

白石純一委員

市民の立場からすると、やはり皆さんお忙しい中で2回に分けて、一般の検診とがん検診それぞれ分けて行かないといけないということはかなり負担にもなると思うので、できればやはり1回で済ませたほうが両方の受診率も上がると思うんですよね。ちなみに、市の職員の方は社会保険で健康診断を受けられていますけれども、職員の方もそれぞれ2回に分けてこういう検診を受けられているのでしょうか。

垂健康増進課長

市の職員の分も基本的には受注される委託先ができる範囲は決まっていますし、市の職員は今のところ保健センターで行いますけれども、あそこでも検診車両をたくさん入れるだけのスペースはあまりございませんので、ほぼ市民の方と同じように大腸がん検診を同時に、検体を提出させるというところでとどまるところです。あとは、肺がん検診とかは別途、結核とかと合わせて別途行うという形になっております。

白石純一委員

できればですね、やはり市民の方の御負担を下げてください、かつ検診率を高めることによって先ほどの健康保険の費用が当然下がってくる可能性が大きいわけですから、その辺を、市民の利便性を第一に考えて検討いただければと思います。よろしくお願いします。

濱門明典委員

73ページの4款1項2目7節の報償費で、阿久根市いのちを支える自殺対策というところなのですが、阿久根の自殺対策というのはどのようなことをするのですか。

垂健康増進課長

自殺対策の強化事業ということではですね、ゲートキーパー養成事業といいまして、ゲートキーパーというのは悩んでいる方などが最初に相談をしたりとか気づいたりとかという、気づきができる人たちをできるだけ養成していこうというやり方でして、決して具体的に専門的な知識を持つとかということではないのですが、今、そのゲートキーパーの養成事業を始めているところであります。あとは、心の健康づくりということで自死に至らないような心の健康づくりのための講演会を開催したり、啓発のためのチラシ等を配布したりとか、あとは今言ったような取組の推進検証の評価などを委員の方で行っていただいたりとか、

あと若年層の方向けの健康教室の中、あるいは子供の支援向けの研修事業を行ったりとかということで、特に今10年続けて減少傾向でしたけれども11年目に至ってちょっと増えてきていると、全国的にですね。それは、阿久根市にも影響が出る可能性があるということで、そのゲートキーパー、身近なところに気づく方々ができるだけいてもらえるということをまず前提に、昨年2回、本年度ですけれども、2年度中も2回ゲートキーパーの養成講座というのを開催したりというようなことで、それに対する講師の謝金とかということになります。

濱門明典委員

実際に自殺をされるとか、そういうような方というのは精神的なものがあろうかと思えますよね。それと、そういうときに一番頼りになるのが民生委員だったりとかで、そこ辺りの連携というのは取れているのですか。

垂健康増進課長

はい。先ほど申しあげましたゲートキーパーの研修会とか、その他の講習会などにも民生委員の方にもきちっと呼びかけをして、できる範囲ですけれども来ていただいて、民生委員の方も積極的にそういうのには参加していただいていると認識しております。

濱門明典委員

こういうことというのはデリケートな部分で、個人情報やらいろいろあろうかと思いますが、本当にこういう人を支えてくれるような人を育てていただきたいなと思います。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(税務課 入室)

○議案第19号 令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第19号を議題とし審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

議案第19号について、御説明申し上げます。

特別会計予算書の14ページを御覧ください。事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、職員7名分の人件費やレセプト点検事務を行う会計年度任用職員2名分の報酬などが主なものであり、次のページの2項1目賦課徴収費は、納付書及び各種通知用の郵便料に係る役務費などが主なものであります。

16ページになります。第2款保険給付費につきましては、一部の費用を除き、そのほとんどの保険給付費等を県が賄うことから、県が推計した給付見込額を反映し計上しております。このうち、1項療養諸費、次のページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費、18ページになります、5項葬祭諸費、6項その他医療給付費1節傷病手当のそれぞれを見込計上いたしました。第3款国民健康保険事業費納付金は、県全体で賄う保険給付費等に必要な財源として県が算定した額のうち、本市の負担分として示された額を計上したものであります。内訳は、1項医療給付費分、次のページにかけての、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分であります。

次に、20ページにかけての第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病予防を推進するための特定健診等の委託料が主なものであり、2項1目疾病予防費は、人間ドック助成及びはり、きゅう施術助成の補助金が主なものであります。また、2目国保ヘルスアップ事業費は、国保連合会によるA Iを活用した特定健診受診率向上共同事業に係る手数料や訪問指導を行う会計年度任用職員2名分の報酬などが主なものであります。

21ページになります。3目医療費適正化事業費は、医療費適正化の各種通知に係る郵便料が主なものであります。

次に、9ページにお戻りください。

歳入の主なものについて御説明いたします。次の10ページにかけてですけれども、第1款国民健康保険税は、それぞれの調定見込額により計上しました。

10ページになります。第4款国庫支出金1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の手続の電子化に伴うシステム運営負担金に対する補助金であります。第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、県が試算した保険給付見込額の財源として交付される1節普通交付金と、11ページに入りますけれども、説明欄に記載のとおり2節特別交付金であります。第7款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金分から6節その他一般会計繰入金分までをそれぞれ繰り入れるものであり、見込み計上いたしました。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明いたします。

27ページを御覧ください。歳出の主なものについて御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、看護師2名分の報酬のほか、施設の維持管理費が主なものであります。

28ページになります。第2款1項医業費は、3目医薬品衛生材料費の診療用医薬品等の購入費と、4目検査等業務費の診療業務委託料が主なものであります。

29ページになります。第5款公債費は、診療所施設の市債償還金元金及び利子であります。令和3年度末における市債残高は397万5,012円となる見込みであり、最終償還年度は令和5年度であります。

次に、24ページにお戻りください。歳入の主なものについて御説明いたします。第1款診療収入2項外来収入は、令和2年度の収入実績等を考慮し、見込額をそれぞれ計上しました。

25ページになります。第6款繰入金3項1目一般会計繰入金は、診療所運営業務に不足する財源として一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、議案第19号について審査を一時中止いたします。

○議案第22号 令和3年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第22号を議題とし審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

議案第22号について御説明申し上げます。

予算書の105ページをお開きください。歳出から御説明いたします。第1款総務費は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、1項1目一般管理費は、被保険者証の更新の際の特定記録郵便などに係る役務費が主なものであり、2項1目徴収費は、後期高齢者医療保険料の徴収に係る経費であります。

106ページを御覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者の保険料として徴収し納付する分と、低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金が主なものであります。

次に、103ページにお戻りください。歳入について御説明いたします。第1款保険料は、それぞれの調定見込額により計上いたしました。第3款繰入金1項1目事務費繰入金は、後期高齢者医療に係る事務経費分であり、2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分として県

が4分の3、市が4分の1の負担割合で繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、議案第22号について審査を一時中止いたします。

(健康増進課・税務課退室、介護長寿課入室)

○議案第18号 令和3年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第18号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

議案第18号中、介護長寿課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに、歳出予算から御説明いたします。

予算書の62ページをお開きください。第3款民生費1項3目老人福祉費は、主に高齢者の自立支援等を促進するための事業に係る経費を計上したものです。7節報償費は、長寿祝金为主であり、対象者としては、80歳、88歳、100歳到達者の合計586人を見込んでおります。

63ページにかけての、12節委託料については、元気度アップ推進事業など、説明欄に記載の5件分であります。なお、「食」の自立支援事業につきましては、1日の配食数を156食、年間見込食数を約4万8,000食としたところです。また、事業の安定的な継続を目的に、受託事業者における人員確保のための必要経費を合わせて、昨年度と同様、計上させていただきました。18節負担金補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり、老人クラブやはり・きゅう施術料等に対する補助金であります。なお、高齢者はり・きゅう施術料については、年間使用枚数を約2,100枚とし、計上いたしました。また、高齢者等福祉タクシー利用助成事業については、令和2年度から運行区域を市内全域に拡大して事業を実施しており、申請者総数を700人、利用券発行枚数を3万3,600枚、利用率を50%と見込み予算計上したところです。19節扶助費の老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置費であり、63名を見込んでおります。27節繰出金は、介護保険特別会計の事業勘定及び介護サービス事業勘定への繰出金であり、同会計の予算増大に伴い、前年度当初予算と比較して6,736万6,000円の増額となりました。

64ページに入り、6目地域福祉対策費19節扶助費の在宅寝たきり者介護手当は、昨年の支給実績を勘案し、96件分を予算計上いたしました。

78ページをお開きください。第5款労働費2項1目労働諸費は、高年齢者労働能力活用事業として、阿久根市シルバー人材センターに対する事業運営補助金を引き続き計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

16ページをお開きください。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、介護長寿課所管分は老人保護措置費であり、本人と扶養義務者の一部負担金であります。

21ページをお開きください、第14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金の共助の基盤づくり事業は、国からの定額補助であります。

23ページをお開きください。第15款県支出金2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護長寿課所管分は、上から3行目と4行目の老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成に関する県補助、24ページに入り、2行目の子ども食堂もポイントアップ！元気度ア

ップ推進事業費であり、地域商品券の購入等に対する県補助金を見込み計上いたしました。

31ページをお開きください、第20款諸収入5項4目雑入のうち、介護長寿課所管分は、32ページ説明欄の上から10行目、後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金であり、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。

33ページをお開きください。第21款市債1項2目民生債2節老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスのうち、調理関係費用について過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

濱門明典委員

63ページ、3款1項3目、高齢者等福祉タクシー利用補助券というのがありますよね。3万3,600枚、今回発行するということで、700人が対象ということで。私が聞いたのは、不正な使用があったと聞いたのですが、そこらのところはどうかだったのでしょうか。福祉タクシーについて不正な使用があったと聞いているが。

池田介護長寿課長

これにつきましては、個人の方の利用で本人ではない方、家族の方だったのですけれども利用しているということが分かりまして、それについては本人宅に出向いてその分の費用というか、そういうのについては徴収して、正しい利用にしているというところであります。今のところはですね。

濱門明典委員

せっかくの高齢者の事業としてやっておられるわけですから、そういうまともな使用の仕方をすればですね、皆さんが喜んで使えるわけですから、不正がないように今後もしっかり監視をしていただきたいと思います。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(税務課 入室)

○議案第21号 令和3年度阿久根市介護保険特別会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第21号を議題とし審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

議案第21号、令和3年度阿久根市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、本市の介護保険制度を取り巻く状況等について御報告いたします。介護保険第1号被保険者数は、令和3年1月末現在8,099人で、前年同月と比べ1人の減、認定者数は1,786人で、前年同月と比べ47人の増となっております。要介護認定率は21.8%となっており、前年度の21.1%と比べ0.7%上昇している状況にあります。給付費は、令和2年度と比べ、本年度は8,844万3,000円の増額、3.06%の伸びとなっており、主に要介護認定者に対する介護サービス等諸費が増加してきているところです。これは、要介護認定者数の増加に伴い、訪問介護や通所介護、特定施設入所者生活介護など、居宅介護サービス給付費の利用や介護医療院などの施設介護サービス給付費の利用が増加していること、また、介護報酬改定

の引上げが主な要因と考えられます。本市の高齢者数は、しばらくは横ばい状態が続くことが予測されておりますが、中でも後期高齢者の占める割合が増加する状況にあり、介護サービス給付費等の総額は今後も徐々に上昇するものと考えられているところであります。

それでは、特別会計予算書の66ページをお開きください。

初めに、事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費や介護保険専門指導員の報酬などが主なものであります。

68ページをお開きください。69ページにかけての第2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護認定を受けた被保険者に対する介護サービス給付費であり、昨年度当初と比較して7,447万2,000円の増、2.85%の伸びであります。2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた被保険者に対する介護予防サービス給付費であり、71ページの4項高額介護サービス等費は、負担上限額を超えた分に係る給付費、7項1目特定入所者介護サービス費は、居住費や食費の負担が過重にならないよう低所得者の負担軽減を図る経費であり、令和2年度の決算見込額などを考慮し、それぞれ計上いたしました。

72ページをお開きください。第5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業における通所介護、訪問介護事業に関する費用について、令和2年度の決算見込額などを考慮して計上いたしました。

73ページに入り、2項1目一般介護予防事業費は、12節委託料の説明欄に記載のあるとおり、介護サービスを利用していない65歳以上で虚弱な状態にある方々を対象とした運動器の機能向上や栄養改善教室等で支援を行う介護予防複合プログラム業務、高齢者の健康づくりや社会参加を促進しポイントを付与する高齢者元気度アップ・ポイント事業に係る委託料が主なものであります。

75ページに入り、3項4目任意事業費は、12節委託料の「食」の自立支援事業委託料、さらに18節補助金の高齢者紙おむつ等支給事業などが主なものであります。また、高齢者紙おむつ等支給事業につきましては、令和2年度は、要介護1及び要介護2の認定を受けていらっしゃる方については、これまでの支給額の半分に当たる2万4,000円分の購入券を令和2年度に限り経過措置として交付しておりましたが、国の指針に基づき、令和3年度から廃止することとしております。5目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療機関と介護サービス事業者などの多職種が連携する事業であり、出水市及び長島町と共同して出水郡医師会へ委託するものであります。

76ページに入り、6目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターを配置し、日常生活支援の担い手や地域資源の発掘及び活用を図り、関係機関のネットワーク化など、体制整備を推進するための委託料等を計上いたしました。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

61ページをお開きください。第1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込み計上したもので、消費税率引上げに伴う保険料軽減措置の完全実施により、前年度より減額して計上したところです。

第3款国庫支出金から、63ページの第5款県支出金3項2目地域支援事業交付金については、介護給付費に係る負担金や地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。また、3目高齢者元気度アップ・ポイント事業費補助金は、高齢者元気度アップ・ポイント事業の商品券購入に係る県単独の補助金を見込み計上したものであります。第7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に係る市の負担分等をそれぞれ計上いたしました。5目低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者の保険料軽減分について、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担することになっており、一般会計で受け入れた国及び県の負担額に市の負担分を加えた額を繰り入れるものであります。

64ページに入り、2項基金繰入金は、介護保険基金から繰り入れて財源充当するものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

82ページをお開きください。歳出の主なものについて御説明いたします。第1款総務費は、地域包括支援センター専門指導員の報酬が主なものであり、第2款介護予防サービス事業費は、12節介護予防サービス計画作成業務等の委託料と18節その他負担金の電算システム改修が主なものであります。

次に、81ページに戻り、歳入の主なものについて御説明いたします。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成に係る収入見込額を、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入は、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントに係る収入見込額を計上いたしました。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、議案第21号について、審査を一時中止いたします。

（介護長寿課退室）

ここでお諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日は散会することに決しました。

なお、次回は明日、3月11日、木曜日、午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 15時05分）

予算委員会委員長 濱崎國治